

【(中項目)1-5】	5 その他附帯業務								
【(小項目)1-5-1】	5 その他附帯業務					【評定①】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。</p>						H21	H22	H23	H24
						A	A	A	A
						実績報告書等 参照箇所			
						-			
【インプット指標】									
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25				
決算額(百万円)	3,304	3,850	4,138	4,221					
従事人員数(人)	174	192	204	207					
<p>小項目 1-2-2、1-2-3、1-2-4、1-5-1 の合計を示す。</p> <p>決算額は、当該項目の事業に係る物件費(返還金回収事務処理費等)及び人件費の合計額である。</p>									
評価基準	実績				分析・評価				
平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力しているか。	高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し(平成25年2月)、都道府県からの各種問い合わせに対応した。				<p>高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況</p> <p>【評定①】 A</p> <p>各都道府県への高校奨学金に関する統計情報の提供や問い合わせへの対応等を行い、高校奨学金事業の円滑な実施に協力していることが評価できる。</p>				

【(大項目)2】	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A											
【(中項目)2 - 1】	1 業務の効率化												
【(小項目)2 - 1 - 1】	(1)一般管理費等の削減	【評定②】 A											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。</p> <p>なお、一般管理費及び業務経費のうち、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、奨学金の回収業務をはじめとする各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p> <p>職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進める。</p>		<p>【評定②】 A</p> <table border="1" data-bbox="1601 384 2190 472"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>【事業報告書】</p> <p>- 4 - (4)経費削減及び効率化目標との関係 (p.15)</p>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24										
A	A	A	A										
評価基準	実績	分析・評価											
<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)及び業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努めているか。</p>	<p>業務の効率化</p> <p>引き続き、光熱水費について、次の事項を実施、周知することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、経費の抑制を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷暖房温度 クーラビズ、ウォームビズの励行により適切に設定 パソコン ディスプレイの省電力設定を行う、離席時の電源オフ等の徹底 プリンター 業務に影響しない範囲で稼働台数を削減 冷蔵庫 設定温度を調整 エレベーターの運転台数 業務に支障のない範囲で削減 	<p>一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況</p> <p>【評定 55】 A</p> <p>役職員の省エネルギーに関する意識の向上や業務の効率化に引き続き努め、中期目標期間終了時における目標を既に達成していることが評価できる。</p>											

・定量的指標(一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況)

- A 17 億円以下
- B 17 億円超 17 億 6,200 万円以下
- C 17 億 6,200 万円超

廊下、ロビー等共用部分の照明
業務上必要最小限の範囲で点灯
平成 24 年度決算 : 16 億 3,200 万円
(参考)
・平成 20 年度予算額: 19 億 4,800 万円
・平成 21 年度決算額: 17 億 5,300 万円
・平成 22 年度決算額: 16 億 4,100 万円
・平成 23 年度決算額: 15 億 7,900 万円
・中期計画期間終了時(平成 25 年度)の目標額: 16 億 3,600 万円

区分	平成20年度 予算	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成20年度予算に 対する削減割合
一般管理費	591,300	694,581	547,472	490,486	610,187	-
人件費(管理系)	1,356,502	1,058,253	1,093,969	1,089,013	1,021,877	-
合計	1,947,802	1,752,834	1,641,441	1,579,499	1,632,064	16.2%

・定量的指標(業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況)

- A 138 億 5,900 万円以下
- B 138 億 5,900 万円超 141 億 2,800 万円以下
- C 141 億 2,800 万円超

平成 24 年度決算 : 108 億 8,100 万円
(参考)
・平成 20 年度予算額: 149 億 3,500 万円
・平成 21 年度決算額: 140 億 100 万円
・平成 22 年度決算額: 134 億 1,100 万円
・平成 23 年度決算額: 122 億 5,800 万円
・中期計画期間終了時(平成 25 年度)の目標額: 135 億 9,100 万円

【事業費の削減状況】 (単位: 千円)

	平成20年度 予算	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成20年度予算に 対する削減割合
業務経費	11,436,399	10,717,686	10,218,481	9,165,852	7,827,400	-
人件費(事業系)	3,498,640	3,282,959	3,192,575	3,091,943	3,053,280	-
合計	14,935,039	14,000,645	13,411,056	12,257,795	10,880,680	27.1%

業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況

【評定 56】 A

中期目標期間終了時における目標額を既に達成するとともに、前年度比較しても大幅な削減を達成していることが評価できる。

奨学金貸与業務に関する費用については、中期計画の達成に向け、貸与金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、奨学金貸与に係る費用について、事業規模の推移を踏まえた効率化を図っているか。

中期計画における期首要回収額は、平成 20 年度予算 3,416 億 7,700 万円に対し、平成 25 年度予算成立時においては、平成 25 年度 5,355 億 3,600 万円を予定しており、その伸び率は平成 20 年度比 56.7%の増加を予定している。

返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成 21 年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)は、平成 20 年度予算 27 億 6,600 万円に対し、平成 24 年度実績 39 億 6,400 万円となっており、その伸び率は平成 20 年度比 43.3%となった。

奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況

【評定 57】 A

返還金回収事務処理費の伸び率が期首要回収額の伸び率を大きく下回っていることから、回収業務の効率化が図られていることが評価できる。

平成 24 年度の人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)等を踏まえ、引き続き平成 17 年度の人件費に比べて 5%以上削減されているか。

【人件費の削減状況】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実績額	35億1,094万円	34億9,917万円	34億4,968万円	32億863万円
対前年度削減率	1.2%	0.3%	1.4%	7.0%
対17年度削減率	17.5%	17.7%	18.9%	24.6%

人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況

【評定 58】 A

平成 17 年度比 5%の削減目標に対して 24.6%の削減が実現できており、総人件費改革への取組は十分に行われたものと評価できる。

・定量的指標(人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況)

- A 40 億 4,100 万円以下
- B 40 億 4,100 万円超 40 億 8,300 万円以下
- C 40 億 8,300 万円超

(参考 1)

平成 17 年度実績額:42 億 5,350 万円

平成 24 年度の目標額(平成 17 年度実績額比 5%減):40 億 4,100 万円

(参考 2)

人件費については、第 2 期中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)、「勧告の方向性」(平成 18 年 11 月 27 日政策評価・独立行政法人評価委員会)等を踏まえ、平成 22 年度の人件費を平成 17 年度の人件費に比べて 5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続することとした。

平成 24 年度は引き続き平成 17 年度の人件費に比べて 5%以上削減することとした。

【総人件費改革への対応】

(単位:千円)

	平成17年度実績	平成24年度実績
人件費決算額	4,253,487	3,208,427
対17年度人件費削減率		24.6%
対17年度人件費削減率(補正值)		21.1%

<p>【諸手当・法定外福利費】</p> <p>・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p>	<p>【福利厚生費の見直し状況】</p> <p>福利厚生費については、事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、年度ごとに検討を行っている。</p> <p>(1)レクリエーション経費については、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、支出を行っていない。また、予算要求も行っていない。</p> <p>(2)レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)については、事業の内容及び経費について点検を実施し、引き続き積極的な経費節減に努めた。</p> <p>(3)「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成21年12月9日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)による指摘事項を踏まえ、互助組織に対する法人からの支出は行っていない。</p> <p>(4)職員等に対する食券交付・実費支給などの給食費補助、及び食堂運営等に係る事業に対する法人からの支出は行っていない。</p>	
<p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減しているか。</p> <p>職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進めているか。</p> <p>【給与水準】</p> <p>・給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p>	<p>国家公務員の給与水準に準拠することを基本方針とし、東日本大震災復興支援のための措置として、国家公務員の給与特例法に準じた役職員の給与等の減額を実施した。</p> <p>【ラスパイレス指数(平成24年度実績)】</p> <p>(独)日本学生支援機構の職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)については、103.4となっている。国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域(東京都新宿区・目黒区など)に勤務する職員の比率(24年:82.9% 23年:82.6%)が高いこと、学歴別では、大学卒以上の職員数(24年:82.9% 23年:82.0%)が短大・高校卒の職員数と比較して多い上に中学卒の該当者はいないことから国家公務員全体と比較して高いこと等の理由による。</p>	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し</p> <p>【評定59】 A</p> <p>東日本大震災復興支援に伴う国家公務員の給与特例法に準じた役職員の給与等の減額を実施していることが評価できる。</p> <p>また、ラスパイレス指数に関しては、103.4となっているが、地域面及び学歴面から検証を行った結果、社会的な理解を得られる水準であると言える。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 	<p>諸手当 役職手当以外の諸手当の内容等については、国と同様となっており、法人独自の諸手当はない。役職手当については、国の場合と支給額の一部が異なるが、人事院規則 9-17「俸給の特別調整額」で定められている「行政職俸給表(一)」における国の支給額を基準として、国における職務の級の下位に当たる支給額又はそれ以下としており、人件費の抑制を図っている。</p>	
	<p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。</p> <p>平成 20・21 年度においては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成 24 年度においても平成 23 年度に引き続き、任期付職員採用といった取組も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。</p> <p>なお、第 2 期中期計画終了時(平成 25 年度)までに、第 1 期中期計画開始時の職員数(542 名)と比べ、1 割程度の職員数を削減(平成 25 年度末 487 名)することとしているが、平成 24 年度末において、当該目標人数を下回っている。</p> <p>○役職員数(平成 25 年 3 月末現在) 役員 : 7 名(7 名) 常勤職員 : 475 名(482 名) ()は平成 24 年 3 月末現在</p>	<p>職員数の削減状況 【評定 60】 A 拡大する業務に必要な職員数の適切な確保を図りながら計画的な人員削減を実施し、中期目標期間終了時における目標を既に達成していることが評価できる。</p>

【(小項目)2-1-2】	(2) 外部委託等の推進	【評定③】															
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		A															
<p>効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、延滞債権のうち特に初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行う。また、中・長期の延滞債権の外部委託については計画的に実施する。</p> <p>国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めることとし、このため、適切に受託者を選定、委託し、市場化テストの検証結果等を踏まえ、民間競争入札のさらなる推進を図るとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。</p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。</p> <p>なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。</p>		H21	H22	H23	H24												
		A	A	A	A												
		実績報告書等 参照箇所															
		【事業報告書】															
		- 2 - (1) - 返還金の回収 - イ、ウ(p.20 ~ 23)															
評価基準	実績	分析・評価															
<p>奨学金貸与業務においては、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書及び返還誓約書の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中・長期の延滞債権について計画的に外部委託を実施し、一部入金者等については、引き続き回収業務を外部委託しているか。</p>	<p>確認書及び返還誓約書の点検等の外部委託を引き続き実施した。</p> <p>確認書・返還誓約書業務の委託状況</p> <table border="1" data-bbox="638 837 1489 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施時期</th> <th>作業総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認書の点検</td> <td>平成24年7月～平成25年2月</td> <td>339,599件</td> </tr> <tr> <td>返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)</td> <td>平成24年12月～平成25年3月</td> <td>187,986件</td> </tr> <tr> <td>返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分)</td> <td>平成24年4月～平成25年3月</td> <td>481,720件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度返還金回収促進策を踏まえ、入金が6ヶ月以上途絶えた者の回収委託や、一部入金者等について引き続き回収業務を外部委託する等、計画的に外部委託を実施した。</p>		実施時期	作業総件数	確認書の点検	平成24年7月～平成25年2月	339,599件	返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)	平成24年12月～平成25年3月	187,986件	返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分)	平成24年4月～平成25年3月	481,720件	<p>外部委託の実施状況</p> <p>【評定 61】 A</p> <p>奨学金貸与業務における外部委託を着実に実施するとともに、返還回収業務の外部委託を計画的に実施し、回収強化を図ったことが評価できる。</p>			
	実施時期	作業総件数															
確認書の点検	平成24年7月～平成25年2月	339,599件															
返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)	平成24年12月～平成25年3月	187,986件															
返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分)	平成24年4月～平成25年3月	481,720件															

返還金回収業務の委託状況

	実施期間	作業総件数
初期延滞債権の督促架電 (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満)	平成24年4月～平成25年3月	1,301,666件
初期延滞債権の回収委託 (延滞3ヶ月以上)	平成24年4月～平成25年3月	75,000件
中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成24年2月～平成25年2月	14,423件
中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成24年8月～平成26年2月	10,584件
中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成25年2月～平成26年2月	8,802件

返還金回収業務(一部入金者等)の委託状況

	実施期間	作業総件数
初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上) 委託継続分	平成24年4月～平成25年3月	8,400件
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成24年3月～平成25年2月	8,514件

兵庫国際交流会館の管理運営業務については、市場化テストの活用による民間委託の実施状況を検証しているか。また、国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施しているか。

平成24年度の国際交流会館等の管理・運営業務については、より効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、当該事業者に管理・運営業務を委託した。

売却が困難な札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とこととされたことを踏まえ、売却条件について大学や地権者の協力を得るなど、引き続き売却努力を続けるとともに、当面、廃止の進め方についての検討を行う間、資産の有効活用の観点から、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずることとし、今後の在り方等について大学や地権者など関係機関との協議を積極的に行った。

(平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定))

管理運営委託の状況

【評定 62】 A

市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札による管理運営業務委託を行ったことが評価できる。

において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。)

大阪第二国際交流会館、兵庫国際交流会館の管理・運營業務
平成23年度で市場化テストを終了し、市場化テストによる1年度当たりの経費と、従来の実施に要した経費とを比較する等の検証を行った。また、平成23年度の市場化テストの実施状況を取りまとめた結果を平成24年5月に内閣府へ報告するとともに、機構ホームページで公表した。

(参考)市場化テストに係る落札額と従来の実施(平成20年度)に要した経費との比較 (単位:千円)

平成20年度 経費 ()	落札額 (平成22 ~24年度)	落札額 (1年度当たり)	1年度当たり の経費 ×1.05 (消費税分)	-
51,743	126,342	42,114	44,220	7,523

人件費、物件費、常勤職員退職給付費用及び間接部門費の合計

市場化テスト活用による民間委託実施状況の検証状況
【評定63】 A
前年度までで終了した市場化テストの検証を行い、結果の公表を行ったことが評価できる。

【(小項目)2-1-3】 (3)入札・契約の適正化		【評定④】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。 また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施しているか。新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行っているか。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進しているか。</p> <p>【契約の競争性、透明性の確保】 ・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。</p>	<p>平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等により調達した。 また、一者応札、一者応募への対応として、2か年連続(2回連続を含む)して一者応札又は一者応募になった案件について、入札参加予定事業者に対する意見招請を行い、より多くの参加事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更、参加条件の緩和を図った。</p> <p>契約内容に適合した履行及び公正な秩序の確保を図るため、過去3年間継続して一者応札・一者応募となった調達を行う場合に設置することとしていた仕様策定委員会を、直近の過去2回の競争入札等において継続して一者応札・一者応募となった場合に設置するよう「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」の改正を行った(平成24年7月)。 また、低入札価格調査制度の適切な活用のため、落札候補者に対して調査を行う場合には、当該候補者から人件費が明記された入札価格内訳書を徴収するよう「低入札価格調査取扱要項」の改正を行った(平成24年8月)。</p> <p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。 (国の基準) 一般競争入札の公告:その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前。ただし、急を要する場合はその期日を5日までに短縮することができる。 措置済み(会計規程等の名称:契約事務取扱細則第6条)</p>	<p>入札・契約の適正化に係る実施状況 【評定64】 A 契約に係る規程類は適切に整備され、またこれらの規程類の整備内容は適切であると判断できる。契約事務手続きに係る執行体制や審査体制についても適切に整備・運用されていることが評価できる。 また、一般競争入札を一層推進するとともに、入札の競争性を高めるため「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」、「低入札価格調査取扱要項」の改正を行ったことが評価できる。 なお、公益法人に対する会費の支出については、「文部科学省独立行政法人から公益法人に対する会費支出の基準について(平成24年4月5日文部科学省大臣官房長通知)」を踏まえ機構で策定した基準に基づき、法人の目的・事業に照らし、必要性が認められるものに限定し、最低限の口数のみの支出することとしているとともに、同一法人に対する支出が10万円を超える場合にはホームページに公表するなど適切に行われていると認められる。また、当該支出については、監事による十分な精査も行われていることが評価できる。</p>			

契約事務取扱細則(平成 16 年 12 月 27 日制定) < 抜粋 >

(一般競争入札の公告)

第 6 条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を 5 日までに短縮することができる。

指名競争入札限度額を国と同額の基準とすること。

契約の種別	国の基準額	機構の基準額
工事・製造	500 万円以下	500万円以下
財産の買入れ	300 万円以下	300万円以下
物件の賃借	160 万円以下	160万円以下
財産の売払い	100 万円以下	100万円以下
物件の賃貸	50 万円以下	50万円以下
その他の役務等	200 万円以下	200万円以下

包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合、し意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

包括的随契条項及び公益法人随契条項は、設定していない。

予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とすること。

(国の基準) 予定価格の作成を省略できる基準: 100 万円以下

措置済み(会計規程等の名称: 契約事務取扱細則第 11 条、第 24 条の 2)

契約事務取扱細則(平成 16 年 12 月 27 日制定) < 抜粋 >

(予定価格の作成)

第 11 条 一般競争入札に付そうとする事項の価格は当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならない。

2 (略)

(随意契約による予定価格)

第 24 条の 2 随意契約によろうとする場合は、あらかじめ第 11 条第 1 項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特別な事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約することが不可能又は困難であると認められるものに係る随意契約(2) 予定価格が第 23 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 10 号から第 12 号に規定する場合においては 100 万円を、同項第 6 号から第 9 号に規定する場合においては当該各号で定める額を、それぞれ超えない随意契約で、書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認められるとき。

総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

「総合評価方式」

措置済み(会計規程等の名称:会計規程第 18 条第 3 項、契約事務取扱細則第 17 条、工事請負契約等事務実施細則第 41 条)

会計規程(平成 16 年 4 月 1 日制定) < 抜粋 >

第 18 条 競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

3 その性質又は目的から第 1 項の規定により難しい契約については、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を、また、前項の場合においては次に有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

契約事務取扱細則(平成 16 年 12 月 27 日制定) < 抜粋 >

(総合評価落札)

第 17 条 会計規程第 18 条第 3 項に規定する別に定める落札方式は、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

工事請負契約等事務実施細則(平成 18 年 8 月 4 日制定) < 抜粋 >
(総合評価落札方式)

第 41 条 建設工事において総合評価落札方式により入札する場合は、総合評価落札方式の実施について(平成 17 年 4 月 12 日付け 17 文科施第 13 号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。

(以下略)

「複数年度契約」

措置済み(会計規程等の名称: 契約事務取扱細則第 34 条、複数年契約の締結における基準)

契約事務取扱細則(平成 16 年 12 月 27 日制定) < 抜粋 >

(契約に係る期間)

第 34 条 理事長は、継続して行う売買、貸借、請負その他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案して複数年の契約を行うことができる。

総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

措置済み

会計規程等の名称:

「総合評価方式」

・政府調達において総合評価落札方式を指定されている調達に係る実施要項(平成 21 年 1 月 26 日財務部長決裁、平成 24 年 2 月 10 日改正)
・総合評価を指定されていない調達において任意に実施する総合評価落札方式実施要項(平成 21 年 1 月 26 日財務部長決裁、平成 24 年 2 月 10 日改正)

「仕様策定・技術審査」

・仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領
(平成 22 年 8 月 11 日財務部長決裁、平成 24 年 7 月 9 日改正)

「企画競争」

・企画競争による公募に係る実施要領
(平成 20 年 11 月 19 日財務部長決裁、平成 22 年 3 月 11 日改正)

<p>・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。</p>	<p>「公募」 ・参加者の有無を確認する公募に係る実施要領 (平成 20 年 11 月 19 日財務部長決裁、平成 21 年 3 月 13 日改正) 「低入札調査」 ・低入札価格調査取扱要項 (平成 23 年 5 月 18 日財務部長決裁、平成 24 年 8 月 20 日改正)</p> <p>【執行体制】 契約事務手続における一連のプロセスは、次のとおり。</p> <p>調達に当たっては、業務の実施担当部署と契約担当部署とが協議を行い作成した仕様書案や入札・契約方法の在り方等を、契約に関する審査担当部署(主計課)が確認する体制で実施している。執行に当たっては、500 万円以上の契約に関しては財務担当理事、予定価格が 500 万円未満の契約に関しては財務部長の承認を得ることとするなど、案件の規模に応じた体制を整備している。なお、専門性が高い試験・研究の委託についての実績はない。</p> <p>< 一般競争入札の場合の例 > 実施担当部署と契約担当部署との協議、価格調査等</p> <p>(実施担当部署にて)実施伺起案</p> <p>(契約担当部署、審査担当部署にて)実施内容審査</p> <p>実施伺決裁</p> <p>仕様書等の精査・調整</p> <p>(契約担当部署にて)入札実施伺起案</p> <p>(審査担当部署にて)入札・契約方法等審査</p> <p>入札実施伺決裁</p> <p>入札公告の公示(公告期間は 10 日以上)</p>	
---	---	--

必要に応じて、入札説明会や技術審査会を実施

入札の実施、開札、落札者決定

(契約担当部署にて)契約伺起案

(審査担当部署にて)契約内容審査

契約伺決裁

契約締結

参考

上記 以降の手続きに係る所要日数 [政府調達に該当しない場合の目安] : 40 日(土・日及び祝祭日を含まない日数)

【審査体制】

審査体制の整備

全ての契約について、主計課が審査する体制を整備している。例えば、契約担当部署において作成した随意契約理由について、規程等との整合性を主計課(総務係)が確認した上で決裁する体制としている。

執行・審査担当者(機関)との相互のけん制

・仕様書等の策定に当たっては、外部有識者の意見を取り入れつつ、仕様策定委員会に諮った上で決定

・契約担当部署は、仕様書の内容確認及び調達日程等を考慮し、入札の実施伺を起案

・審査担当部署(主計課)は、監査という立場を意識しつつ、契約規則や要領等に照らしつつ契約関係文書を審査

審査機関から法人の長に対して行われる報告及び実効性確保の考え方

1. 内部監査をはじめ、個人情報保護に関する統括、情報公開に関する業務等を一元的に実施するため、平成 21 年 4 月に各部等から独立した監査室を設置

2. 内部監査規程第 10 条において、次のとおり規定

- ・ 監査員は、監査終了後、遅滞なく監査の結果報告書を理事長宛てに提出するものとする。
- ・ 理事長は、結果報告書を受け取ったときは、監事に対しその写しを回付するものとする。
- ・ 監査員は、監査の結果、改善を要すると認める場合には、結果報告書に改善指摘意見書を添付することができる。
- ・ 理事長は、結果報告書に基づき、改善を必要とする事項があると認められる場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとする。

【契約監視委員会の審議状況】

小項目 2-3-4 参照

【契約件数及び契約金額の状況】

平成 24 年度における競争性のない随意契約は 60 件(24.9%)、8.9 億円(21.1%)となり、平成 20 年度の 146 件(36.6%)、22.1 億円(42.0%)から大幅に減少しており、見直し計画の 63 件、13.2 億円を達成した。また、競争性のある契約については、複数年契約の増加や調達の統合化等により競争入札等の件数は減少しているものの、181 件(75.1%)、33.3 億円(78.9%)となり、平成 20 年度の 253 件(63.4%)、30.6 億円(58.0%)から大幅に割合が増加しており、「随意契約等見直し計画」に基づき、適切に見直しが行われた契約手続きが実施されている。

	平成23年度実績		平成24年度実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(75.2%) 203	(70.7%) 3,274,263	(75.1%) 181	(78.9%) 3,328,886
競争入札等	(66.7%) 180	(53.1%) 2,458,809	(65.6%) 158	(63.1%) 2,663,453
企画競争、公募	(8.5%) 23	(17.6%) 815,454	(9.5%) 23	(15.8%) 665,433
競争性のない随意契約	(24.8%) 67	(29.3%) 1,357,816	(24.9%) 60	(21.1%) 892,313
合計	(100.0%) 270	(100.0%) 4,632,079	(100.0%) 241	(100.0%) 4,221,199

【随意契約等見直し計画】

・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

平成24年度の競争性のない随意契約60件については、平成23年度と比較して新たに生じた真にやむを得ない契約7件を含んでおり、これを除くと53件となり目標を上回る削減が達成できている。
(63件 53件、1,315,858千円 830,646千円)

	平成20年度実績		見直し計画 (H22年4月公表)		平成24年度実績		との比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	253	3,055,616	336	3,953,455	181	3,328,886	155	624,569
競争入札等	212	2,677,693	258	3,385,253	158	2,663,453	100	721,800
企画競争、公募	41	377,923	78	568,202	23	665,433	55	97,231
競争性のない随意契約	146	2,213,697	63	1,315,858	60	892,313	3	423,545
合計	399	5,269,313	399	5,269,313	241	4,221,199	158	1,048,114

(参考)平成24年度(競争性のない随意契約60件)内訳表

	事由内容	件数	うち H24年度 新規	契約内容	平成25年度以降見直し計画
1	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が特定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	10件	(1)	大阪日本語教育センター土地建物賃借等	契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約を継続
2	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	20件		東京国際交流館電気料金(留学生宿舎分)等	契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約を継続
3	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	1件		後納郵便料金	契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約を継続
4	秘密の保持が必要とされている場合	8件		日本留学試験国外実施業務(韓国、ソウル会場)等	外国の契約であること及び在外公館が推薦する信頼性のある機関であり、当該試験業務を行うことができる機関が他に見当たらないため、随意契約を継続
5	その他、類型区分に分類できない場合	13件	(4)	平成24(2012)年度日本留学フェア(北米)ブース設営等	主催団体が他にある出展による参加などの理由により、業務を実施できる契約相手先が他に存在しないこと、また外国での契約であることから、随意契約を継続
		3件		平成24(2012)年度日本留学フェア(台湾、高雄・台北)業務委託等	外国での契約であることから、見積合わせによる契約を引き続き実施
		1件	(1)	東京国際交流館警備業務委託	一般競争入札を実施
		4件	(1)	文書決裁及び決裁済文書管理システム保守等	著作権を有する会社以外で実施ができないため、随意契約を継続
計		60件	(7件)		

<p>【会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか(特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの)。 ・会費の支出に見合った便宜が与えられているか、また、金額・口座・種別等が必要最低限のものとなっているか(複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている会費については集約できないか)。 ・監事は、会費の支出について、本見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行っているか。 ・公益法人等に対し会費(年 10 万円未満のものを除く。)を支出した場合には、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、支出金額等の事項を公表しているか。 	<p>【公益法人等に対する会費の支出について】</p> <p>「文部科学省独立行政法人から公益法人等に対する会費支出の基準について(通知)」(平成24年4月5日文部科学省大臣官房長通知)に基づき策定した「公益法人等に対する会費支出に関する基準」(平成24年7月12日理事長裁定)により、支出している。</p> <p>【会費の見直し状況】</p> <p>公益法人等に対する会費は、法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性があるものに限定し、口数も最低限の口数の支払としている。</p> <p>監事は、見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行っている(第1四半期から第3四半期までの精査件数及び金額:11件、702千円)</p> <p>同一法人に対する支出額が10万円以上となった会費については、本機構ホームページにおいて、四半期毎に支出先、支出要件、名目・趣旨、支出額、支出日及び支出理由等の事項を公表している(第1～第3四半期の公表件数及び金額:1件、426千円)。</p>	
<p>【随意契約等見直し計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。 	<p>随意契約については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき適正化を推進するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき平成 21 年度に設置された契約監視委員会を開催(平成 24 年 11 月 27 日)し、「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 4 月)に基づく見直し状況、平成 24 年度上半期(4 月～9 月)における「競争性のない随意契約」及び「一者応札、一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。</p> <p>また、「一者応札、一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続きが実施されていることが確認され、平成 25 年度以降の取組についても承認された。</p> <p>なお、平成 24 年度上半期の「一者応札、一者応募」(23 件)のうち、2ヶ年連続して「一者応札、一者応募」となったもの(14 件)については、平成 23 年度の点検を踏まえ改善することとした取組は適切に実施されたことが認</p>	<p>随意契約の見直し状況</p> <p>【評定 65】 A</p> <p>随意契約については、契約監視委員会において、見直しの状況、「競争性のない随意契約」及び「一者応札、一者応募」について点検が行われ、適正に契約がなされていることが確認されるとともに、「一者応札、一者応募」のものに対してはより多くの参加事業者が応札できるよう改善したことが評価できる。</p> <p>また、再委託については理由を明確にした上で実施していることが評価できる。</p>

められ、平成 25 年度以降のさらなる見直しとして、入札不参加の事業者からの意見招請等を行い、仕様書の変更を検討する等の見直し内容が承認された。

平成 24 年度における競争性のない随意契約は 60 件(24.9%)、8.9 億円(21.1%)となり、平成 20 年度の 146 件(36.6%)、22.1 億円(42.0%)から大幅に減少しており、見直し計画の 63 件、13.2 億円を達成した。また、競争性のある契約については、複数年契約の増加や調達の統合化等により競争入札等の件数は減少しているものの、181 件(75.1%)、33.3 億円(78.9%)となり、平成 20 年度の 253 件(63.4%)、30.6 億円(58.0%)から大幅に割合が増加しており、「随意契約等見直し計画」に基づき、適切に見直しが行われた契約手続きが実施されている。

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。

【再委託の有無と適切性】

一般競争入札の実施に当たっては、業務内容に応じて「委託業務の再委託に関する取扱い基準」(平成 22 年 3 月財務部長決裁)を入札資料の一部としている。また、競争参加資格を確認するための事前提出書類として、競争参加希望者が再委託を予定している業務については、予め申請させ、その内容を技術審査委員会で審査することとしている。

(参考)

再委託実施の例

・ 本契約名: 文書決裁及び決裁済文書管理システム 一式

契約金額: 41,182 千円

再委託理由: 開発・環境構築、データ移行、再委託を行うことにより迅速かつ安定的な対応を図るため。

再委託金額: 10,487 千円(本契約の 25.5%)

・ 本契約名: 東京国際交流館留学生・研究者宿舎の管理・運営業務 一式

契約金額: 113,040 千円

再委託理由: 植栽管理業務及び廃棄物処理業務、再委託を行うことにより迅速かつ適切な対応を図るため。

再委託金額: 8,542 千円(本契約の 7.6%)

入札配布資料に同封する契約書(案)の条文中に再委託に係る条項を設けており、その中で一部でも再委託を実施する場合は本機構の事前承認を必要とする旨を明記している。また、案件毎の内容により、再委託先か

ら必要な報告を徴取することとしている。

再委託の実施に当たっては、「委託業務の再委託に関する取扱い基準」に基づき、実施担当部署と契約担当部署が協議を行い、決裁権者の承認を得た上で手続きを進めることとしており、承認が得られない場合は、再委託の許可ができない。

【一者応札・応募の状況】

「一者応札、一者応募」については、本機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、平成23年度の58件(うち不落随意契約7件)から43件(うち不落随意契約4件)へと大幅に減少し、さらなる競争性の確保が達成された。

・ 一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

	平成20年度実績		平成23年度実績		平成24年度実績		との比較増減	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	253	3,055,616	203	3,274,263	181	3,328,886	22	54,623
うち、一者応札・応募となった契約	93	1,244,287	58	1,269,784	43	942,696	15	327,088
一般競争契約	65	1,060,068	37	645,865	33	650,349	4	4,484
指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0
企画競争	16	85,333	1	248,141	2	18,869	1	229,272
公募	3	22,087	13	74,424	4	16,118	9	58,306
不落随意契約	9	76,799	7	301,354	4	257,360	3	43,994

【原因、改善方策】

一者応札対応として、2ヶ年連続して一者応札・応募になった案件については、入札参加予定事業者の意見招請を行い、より多くの参加事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更、参加条件の緩和を図り、複数の入札参加事業者の確保等に努めた結果、一者応札・応募となった契約件数は大幅に減少した。

【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】

競争参加資格に実績要件を設ける場合においては、業務内容を精査の

<p>【関連法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 ・ 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ・ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 	<p>上、調達目的の達成に過度となる要件は付さないこととしている。また、前年度において一者応札、一者応募となった案件については、等級の緩和等を図ることとしている。</p> <p>【関連法人の有無】</p> <p>関連法人はない。</p>	
---	--	--

【(小項目)2-1-4】	(4)業務・システムの最適化	【評定⑤】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムの最適化を計画的に実施する。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準 最適化後の奨学金業務システムを適切に運用しているか。また、次世代システムについては、平成 23 年度に実施した業務フローの見直しの調査・分析結果を踏まえ、検討を進めているか。	実績 奨学金業務・システムの最適化 最適化後の奨学金業務システムが稼動する初年度であったことから、初稼動を迎えるプログラムが実行されるタイミングで運用体制を強化し、想定外の事象が発生した際に迅速に対応できる体制をとった結果、概ね順調に運用することができた。 次世代システム 次世代システムについては、次世代システム検討準備委員会を開催し、次世代システムの主な検討事項である社会保障・税に関わる番号制度に関する情報共有及び検討すべき課題に関する協議を行った。 ・第 1 回 平成 24 年 6 月 12 日 ・第 2 回 平成 24 年 6 月 25 日 ・第 3 回 平成 24 年 7 月 19 日 ・第 4 回 平成 24 年 8 月 30 日 ・第 5 回 平成 24 年 12 月 17 日 ・第 6 回 平成 25 年 3 月 8 日 また、内閣官房が調達した「社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース分析等に関する調査研究」に奨学金事業が対象となったことから、ヒアリング対応や資料提出等の協力を行うとともに、マイナンバー制度の詳細な制度及びシステム設計に関する情報収集を進めた。	分析・評価 業務・システムの最適化の実施状況 【評定⑤】 A 最適化後の奨学金業務システムについて、稼働初年度の運用リスクに対して迅速に対応できる体制をとった結果、順調に運用できていることが評価できる。 また、次世代システムに関する検討準備委員会を密に開催し情報共有及び課題に関する協議を行ったことが評価できる。			

【(中項目)2 - 2】	2 組織の効果的な機能発揮						
【(小項目)2 - 2 - 1】	(1)政策企画委員会			【評定②⑥】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】				A			
理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会から、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得る。							
				A	A	A	A
				実績報告書等 参照箇所			
				-			
評価基準	実績			分析・評価			
理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会を適時に開催し、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得ているか。	<p>政策企画委員会の開催 開催日:平成 25 年 1 月 16 日 議題:JASSO 事業の取組状況と今後の展開 審議内容: 行政改革等に係る状況を踏まえ、機構が実施する 3 事業(奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業)の状況と今後の展開について議論を行い、外部有識者から客観的な視点に基づき意見をいただいた。 なお、委員会の開催後、議事録については機構のホームページに公開した。</p>			<p>政策企画委員会の運営状況 【評定②⑥】 A 外部有識者から構成される政策企画委員会を開催し、機構の 3 事業の状況と今後の展開について助言を得、議事録も公開していることが評価できる。</p>			

【(小項目)2-2-2】	(2)組織の見直し	【評定⑳】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>組織については、より効果的・効率的業務運営に資するよう、管理職も含め組織の簡素化を進めるとともに、必要な見直しを行う。当面、「留学生30万人計画」に留意しつつ、特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた見直しを行う。支部については、各地域において、大学等と連携しつつ、機構の事業を効果的に実施できるよう、支部の行う事業も含めて見直しを行う。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所 -			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、管理職を含め組織の簡素化を図っているか。特に機構が実施する事業の見直し等を踏まえて、管理部門と事業部門を併せた見直しを行っているか。また、地方の支部業務については、支部における事務事業の見直しを踏まえ、近畿支部大阪オフィスを廃止するとともに、引き続き支部の再配置の在り方を検討しているか。</p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期計画の進捗・達成状況、制度変更の諸事情等を適切に勘案し、効率的・効果的な組織を構築するため、平成24年4月において、管理職を含めた組織の簡素化を図るとともに、機構の事務事業の見直しや「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(平成22年9月2日文科科学省)における検証結果等への対応状況、常勤職員と非常勤職員・派遣職員の役割分担等に留意しつつ、管理部門と事業部門を併せ、組織の見直しを実施した。主なものは以下のとおりである。</p> <p>(1)管理部門の精選に伴い定員を削減した。</p> <p>(2)最適化業務システムへの移行(平成24年1月)に伴い、業務・システム最適化推進室を廃止した。</p> <p>(3)奨学金事業部においては、所得連動返還型無利子奨学金制度の新設や貸与人数の増加による業務増、個人信用情報に係る業務の拡大に対応するための体制強化を図るため、定員を増員した。</p> <p>(4)交流・宿舍事業課の留学生宿舍係と東京国際交流館事業係を統合し、東京国際交流館事業係を廃止した。</p> <p>(5)仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一、大阪第二及び広島の各国際交流会館については、譲渡に伴い廃止し、東北支部(仙台市)及び中国四国支部(広島市)については、それぞれ同一市内(仙台市及び広島市)で新たに事務所を借り上げ、移転した。また、近畿支部については大阪オフィスを廃止し、大阪市内に事務所を集約した。</p>	<p>組織の見直し状況</p> <p>【評定⑳】 A</p> <p>より効率的・効果的な業務運営となるよう、管理職を含めた組織の簡素化、事業の見直しによる業務の統廃合、必要な部門の体制強化等を進めたことが評価できる。</p> <p>また近畿支部大阪オフィスを廃止し事務所を集約したことが評価できる。</p>			

	<p>さらに、平成 25 年度からの組織体制については、奨学金事業部門の体制強化を行うとともに、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成 24 年 9 月 12 日 文部科学省)の提言等を踏まえ、調査分析機能の強化、留学生事業部門及び学生生活支援事業部門の改編等の組織見直しを行った。</p>	
--	--	--

【(小項目)2-2-3】		(3)業務改善の推進		【評定⑳】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		A					
		H21	H22	H23	H24		
		A		A		A	
		実績報告書等 参照箇所					
		-					
評価基準	実績	分析・評価					
組織の効果的な機能発揮を目的に、業務改善等について職員が積極的に提言できる仕組みを活用して、職員の意識の向上を図ることにより一層の業務改善の推進に努めているか。	職員のモチベーションを高めるため、業務改善等について、職員が積極的に提言できる「提言用メールボックス」を平成 23 年度に設けたが、引き続き機構内グループウェア掲示板にて周知・募集を行った。 投稿された提言については、関係部長等による検討を経て対応を決定し、運営会議へ報告の上、対応等を掲示板に掲載することにより、職員の意識の向上及び業務改善に向けた取組の推進に努めた。	業務改善の推進状況 【評定⑳】 A 職員が積極的に提言できるよう「提言用メールボックス」の運用を引き続き行い、提言内容及び対応をグループウェア掲示板に掲載し、職員の意識の向上及び業務改善の推進に努めていることが評価できる。					

【(中項目)2-3】	3 内部統制・ガバナンスの強化							
【(小項目)2-3-1】	(1) 適切な評価の実施			【評定⑳】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を事業の改善に活用する。評価の結果は、ホームページ等において公表する。</p>				A				
				H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	
				A	A	A	A	
				実績報告書等 参照箇所				
				-				
評価基準	実績			分析・評価				
<p>自己評価を踏まえ、外部有識者による評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用しているか。評価の結果は、ホームページ等において公表しているか。</p>	<p>自己評価を踏まえた独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の開催状況</p> <p>平成 24 年 4 月～5 月に、平成 23 年度業務実績について、厳格かつ客観的な評価に資するよう定量的な把握に努めつつ取りまとめ、自己評価を実施した。これを踏まえ、外部有識者による評価委員会(第 1 回)を平成 24 年 6 月 15 日に開催し、平成 23 年度業務実績の評価を行った。評価結果については、ホームページに公開した。</p> <p>また、評価委員会(第 2 回)を開催し、平成 24 年度業務実績に係る評価の観点(評価指標)について審議した。その際、平成 24 年度計画の前年度からの変更に伴い評価指標を適切に変更することにより、評価内容のさらなる改善を図った。</p> <p>評価結果の事業の改善への活用状況</p> <p>評価結果について各部にフィードバックの上、評価における PDCA サイクル(計画・実行・評価分析・改善のサイクル)に基づき、平成 24 年度業務の現状・課題の把握・分析、改善方法の策定等の進捗管理を、平成 24 年 9 月～11 月に行った。その上で、評価結果における指摘事項が平成 24 年度業務にどのように反映され、改善が図られたかについて留意して、平成 24 年度業務実績に係る評価指標(案)を策定した。</p> <p>評価結果における指摘事項等について改善を促進させるため、財務部及び政策企画部によるヒアリング等を実施した上で平成 25 年度計画を策定した。</p>			<p>適切な評価の実施状況</p> <p>【評定⑳】 A</p> <p>厳格かつ客観的な評価となるよう努めつつ自己評価を実施し、これを踏まえ外部有識者からなる評価委員会による評価を実施し、結果をホームページで公開したことが評価できる。また、評価結果について、平成 24 年度業務の現状・課題の把握・分析、改善方法策定等の進捗管理を実施し、平成 24 年度業務実績に係る評価指標の策定にも活用していることが評価できる。</p>				

	<p>なお、適切な評価の実施に資するため、PDCAサイクルの説明、当該サイクルの各段階における具体的な実施事項及び関連資料等を掲載した「評価の手引き」を改訂し、平成 25 年 3 月に各部に提示し、周知を図った。</p>	
--	--	--

【(小項目)2-3-2】	(2)監査の実施	【評定⑩】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けるとともに、業務執行部内から独立した監査室を設置し、監事監査及び内部監査の機能を強化する。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所 -			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>業務の適正化に資するため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けているか。また、効果的に内部監査を実施することで、引き続き機構における内部監査の機能強化を図っているか。</p>	<p>監事による監査 監事による監査を受けた。実施内容は以下のとおりである。</p> <p>監事定期監査においては、平成23年度に実施した各事業を対象とし、各事業に係る業務や会計経理が、中期計画及び年度計画に基づき法令その他の定め及び予算に従って適正かつ効率的・効果的に運営・処理されたかという観点から、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査を実施した。</p> <p>監査の実施に当たり、「奨学金業務・システム最適化計画」が完成年度である平成22年度を経て、平成23年度中に新システムとして本稼働を開始し、また、新たな次世代システム開発に向けた調査研究に着手することを踏まえ、機構の適正な事業展開を図る上でも内部統制上極めて重要なIT統制に係る事項につき、重点を置き監査を実施した。</p> <p>また、度重なる行政改革、事業仕分け等を経て機構自らがガバナンス強化のため不断の改善努力、点検を実施し、内部統制上必要な様々な具体的取組を行ってきたことを踏まえ、機構の事業計画及び事業執行の実現に向けて、現行中期計画期間中に設置されている会議体・委員会等の態勢及び有効性、有用性に意を用い、組織の管理及び運営の状況についても重点を置き監査を実施した。</p>	<p>監査の実施状況 【評定66】 A 監事による監査については、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査を実施するとともに、内部統制上極めて重要な事項については、重点をおいて監査したことが評価できる。また、内部監査として業務監査、会計監査、自己査定監査を実施し、機構内の特定課題を深く調査し、改善が必要と判断された業務に関してフォローアップを実施していることが評価できる。</p>			

内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査)

実施時期	監査内容	対象
平成24年10月 ～平成25年3月	業務監査	返還促進課
		交流・宿舍事業課
		東北支部
		関東甲信越支部
	会計監査	九州支部
		留学生事業計画課
		東北支部
自己査定監査	関東甲信越支部	
	九州支部	
	奨学総務課	
平成24年6月～8月	自己査定監査	法務課

内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査)は機構内の特定課題を深く調査し、課題改善につなげることを目標とし、実施した。

業務監査

平成24年10月～平成25年3月に、「個人信用情報機関の活用」、「借上げ宿舍支援事業」及び「支部の法的処理」を重点項目とし、業務とマニュアルの整合性及び個人情報保護・管理の状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

会計監査

平成24年11月～平成25年3月に、「海外事務所に係る会計処理」、「支部の会計処理」を重点項目とし、「海外事務所に係る会計処理」では仮払い事務処理の円滑な運用について、「支部の会計処理」では、小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

自己査定監査

平成24年6月～8月に、平成23年4月1日以降平成24年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」について、監査を実施した。

さらに、平成23年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討・計画的な取組を行い速やかに一定の結論を得るよう求められた「返還誓約書提出時期の早期化」等について、事務処理等についてもフォローアップを行い、改善状況の確認を行った(平成25年3月)。

<p>・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。</p>	<p>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】</p> <p>監事は、監事監査要綱、監事監査実施基準に基づき、各事業に係る業務や会計処理が、中期計画及び年度計画に基づき、法令その他の定め及び予算に従って、適正かつ効率的、効果的に運営、処理されたかという観点から、理事長及び理事の職務遂行状況につき監査している。平成 23 年度実施事業に係る監事定期監査の結果報告書において、「理事長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。」と理事長の職務遂行状況に関する監査結果を明らかにした。</p> <p>監事は、理事長、理事、各部等の長が出席する管理運営に係る重要な会議等に出席し、日常的に理事長の事業運営の状況について確認するとともに、必要な意見を述べている。中期計画及び年度計画等に関連する文書、会計経理及び契約に関する重要文書等について、理事長決裁の後、回付を受け、日常的に事業執行プロセスの妥当性につき点検を行っている。また、理事長及び各理事の職務遂行状況について、面談を行い個別に聴取している。</p>	<p>監事監査</p> <p>【評定 67】 A</p> <p>監事は、組織の管理運営上重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、理事長及び理事に面談を実施し職務遂行状況に踏み込んだ監査を実施していることが評価できる。</p>
<p>・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。</p>	<p>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】</p> <p>監事は、監事定期監査において確認した指摘事項及び改善点等については、監査結果報告書として取りまとめ、主務大臣に提出するとともに、理事長及び理事に提示し、講ずべき改善措置等につき、報告を求めている。また、理事長、理事、各部等の長が出席する管理運営に係る重要な会議において報告している。</p> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】</p> <p>監査結果報告書において改善等が必要と認められた事項については、理事長は速やかに是正又は改善の措置を講じることとしている。また、理事長は改善措置の状況について監事に報告し、報告を受けた監事は確認を行うこととしている。</p>	

【(小項目)2-3-3】 (3)コンプライアンスの推進		【評定③】												
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令及び規程等を遵守し、適切な運営を図る。このため、コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>		A												
		H21	H22	H23	H24									
		B	A	A	A									
		実績報告書等 参照箇所												
		-												
評価基準	実績	分析・評価												
<p>奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、社会的信頼の維持及び業務の公平性の確保に資するため、コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づきコンプライアンスの一層の推進を図っているか。</p>	<p>コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会(外部有識者2名を含む18名の委員で構成。平成24年6月8日開催)において「平成24年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、平成24年度において以下の取組を実施した。</p> <p>(1)コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、各課等においてコンプライアンス等の取組を推進している係長相当職員の果たす役割が大きいことから、平成24年度は係長相当職員に対する研修をはじめ、次の研修を実施し、コンプライアンスに係るさらなる意識の向上を図った。</p> <p style="text-align: center;">各課等においてコンプライアンス等の取組を推進している係長相当職員(主に奨学金事業に携わる者)を対象に外部講師による研修を実施した。</p> <p style="text-align: center;">新入職員等に対する研修を通じ、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">対象者</th> <th style="background-color: #d9ead3;">実施時期</th> <th style="background-color: #d9ead3;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏事務所に在籍する係長相当職員 (主に奨学金事業に携わる者)</td> <td>平成24年12月4日</td> <td>39名</td> </tr> <tr> <td>新入職員等 (常勤・任期付職員・非常勤職員)</td> <td>随時</td> <td>75名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「平成24年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修時の資料として配付し役職員に周知した。</p>	対象者	実施時期	参加人数	首都圏事務所に在籍する係長相当職員 (主に奨学金事業に携わる者)	平成24年12月4日	39名	新入職員等 (常勤・任期付職員・非常勤職員)	随時	75名	<p>コンプライアンス推進の状況</p> <p>【評定③】 A</p> <p>外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、新入職員に対するコンプライアンス研修を実施するとともに、係長相当職員への重点的研修を実施したことが評価できる。</p> <p>また、「個人情報保護に係る自己点検シート」による点検の実施や「個人情報保護規程施行状況調査」を実施し、個人情報の保護に関する意識の涵養を図ったことが評価できる。</p>			
対象者	実施時期	参加人数												
首都圏事務所に在籍する係長相当職員 (主に奨学金事業に携わる者)	平成24年12月4日	39名												
新入職員等 (常勤・任期付職員・非常勤職員)	随時	75名												

	<p>(3)ホームページを通じて、コンプライアンスの推進について对外広報を行うとともに、職員に対する周知の徹底を図った。</p> <p>(4)個人情報保護の徹底</p> <p>個人情報の取扱い等で注意すべきポイントをまとめた「個人情報保護に係る自己点検シート」について、職員ひとりひとりに自己点検を実施させた(平成 25 年 2 月)。これにより、機構が保有する個人情報の保護に関する理解と意識の涵養を図った。</p> <p>「個人情報保護規程施行状況調査」を実施(平成 25 年 1 月)し、各部等における個人情報保護規程の施行状況の確認と点検を行い、意識の涵養を図った。</p>	
--	---	--

【(小項目)2-3-4】 (4)随意契約の見直し		【評定⑳】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するため、契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施しているか。新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行っているか。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進しているか。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて(平成23年9月2日総務省行政管理局長事務連絡)を踏まえ、平成24年度第1回契約監視委員会を平成24年11月27日に開催した。</p> <p>随意契約については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき適正化を推進するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき平成21年度に設置された契約監視委員会を開催(平成24年11月27日)し、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づく見直し状況、平成24年度上半期(4月～9月)における「競争性のない随意契約」及び「一者応札、一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。</p> <p>また、「一者応札、一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続きが実施されていることが確認され、平成25年度以降の取組についても承認された。</p> <p>なお、平成24年度上半期の「一者応札、一者応募」(23件)のうち、2ヶ年連続して「一者応札、一者応募」となったもの(14件)については、平成23年度の点検を踏まえ改善することとした取組は適切に実施されたことが認められ、平成25年度以降のさらなる見直しとして、入札不参加の事業者からの意見招請等を行い、仕様書の変更を検討する等の見直し内容が承認された。</p> <p>(評定65再掲)</p>	<p>随意契約の見直し状況</p> <p>【評定⑳】 A</p> <p>契約監視委員会を開催し、随意契約等見直し計画に基づく見直しを着実に実施しており、この結果、競争性のない随意契約が順調に減少していることが評価できる。また、「一者応札・一者応募」に関しても平成23年度実績から15件削減されており、実質的な効果を挙げていることが評価できる。</p>			

	<p>平成 24 年度における競争性のない随意契約は 60 件(24.9%)、8.9 億円(21.1%)となり、平成 20 年度の 146 件(36.6%)、22.1 億円(42.0%) から大幅に減少しており、見直し計画の 63 件、13.2 億円を達成した。また、競争性のある契約については、複数年契約の増加や調達の統合化等により競争入札等の件数は減少しているものの、181 件(75.1%)、33.3 億円(78.9%)となり、平成 20 年度の 253 件(63.4%)、30.6 億円(58.0%)から大幅に割合が増加しており、「随意契約等見直し計画」に基づき、適切に見直しが行われた契約手続きが実施されている。</p> <p>(評定 65 再掲)</p> <p>「一者応札、一者応募」については、本機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、平成 23 年度の 58 件(うち不落随意契約 7 件)から 43 件(うち不落随意契約 4 件)へと大幅に減少し、さらなる競争性の確保が達成された。</p> <p>(評定 65 再掲)</p>	
--	--	--

【(小項目)2-3-5】	(5)法人の長のマネジメント	【評定③】			
[法人の達成すべき目標(計画)の概要]		A			
		H2 1	H2 2	H2 3	H2 4
		A		A	
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>(リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 	<p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</p> <p>予算・財務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人内の運営費交付金予算配分については、年度毎に理事長が決定した「予算編成方針」に沿って各部署で作成した予算案を取りまとめて理事長に報告を行い、理事長を議長とする予算理事会の審議を経て、予算配分を決定している。 予算配分後においても、執行状況を年度途中に確認した上で配分額の見直しを行っている。 <p>人事・組織関係</p> <p>年度計画に係る進捗管理を踏まえて、中期計画事項の実施を推進するとともに、行政改革等への対応を的確に行うために、政策企画部が組織改編に係る各部署に対するヒアリングを実施した上で組織改編・定員案を作成。理事会における審議を踏まえて、理事長が翌年度における組織改編事項・定員を決定している。</p> <p>毎月 2 回開催している運営会議において、機構の事務・事業の実施方針及び施策について報告を行い、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、理事長が特に必要と認める機構の重要方針及び施策に関しては、適時に理事会を開催し、審議、決定している。さらに、理事者間で協議が必要な事業の在り方等の検討を行うため、理事懇談会(月 2~4 回程度)を開催している。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事会...適時開催、機構の重要な方針及び施策に関して、議長である理事長が必要と認める事項について審議、決定(役員が出席) 理事懇談会...適時開催(月 2~4 回程度)、事業の在り方等を検討(役員 	<p>リーダーシップを発揮できる環境整備</p> <p>【評定 68】 A</p> <p>予算、人事、組織改編等、重要方針等に関して審議する場として理事長を議長とする理事会において総合的な調整を行い、理事長が決定することとされているなど、理事長のリーダーシップを適切に発揮できる環境が整備されていることが評価できる。</p>			

	<p>及び各部等の長が出席) ・運営会議...月 2 回、重要な方針及び施策について審議(役員及び各部等の長が出席)</p> <p>理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言するため、外部有識者からなる「政策企画委員会」を設置している。平成 24 年度は、平成 25 年 1 月 16 日に「JASSO 事業の取組状況と今後の展開」をテーマに委員会を開催した。</p> <p>理事長のマネジメントを補佐する組織として、政策企画部に総合計画課を置き、下記業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案 ・中期計画及び年度計画の策定、進捗管理等 ・法人の運営及び業務の実施に係る評価分析 ・業務方法書、規程及び細則の制定及び改廃の総合調整 ・登記その他の法令等に基づく手続 ・その他の法人の運営及び業務の実施に関する政策企画立案関係事務の処理 <p>以上のことから、理事長がリーダーシップ(マネジメント)を発揮し、内部統制の取組を推進できる環境は整備されている。</p>	
<p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>・法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</p>	<p>【組織にとって重要な情報等についての把握状況】</p> <p>理事会や理事懇談会において、重要方針、施策及び事業の在り方の審議、検討を行っており、当該会議で決定された事項については、月 2 回開催される運営会議において報告されている。また、運営会議における配付資料(取扱注意となる一部資料を除く)については、会議後に全職員へデータ配信されており情報の周知が図られている。</p> <p>また、運営会議等における審議・検討を踏まえ、筆頭課長ミーティングの開催や各課毎に業務改善に向けた取組を実施し、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識を共有し、業務の効率的な遂行を図っている。</p>	<p>法人のミッションの役職員への周知徹底</p> <p>【評価 69】 A</p> <p>理事長は、理事会、理事懇談会において機構の重要情報を適時的確に把握している。また、当該会議で決定された事項を運営会議に報告するとともに、配付資料を機構内グループウェア掲示板に掲示することにより全職員に周知していることが評価できる。</p> <p>また、職員個々が組織に提言できる「提言用メールボックス」を活用するなど、上下双方向での情報共有と意識向上を図る取組が行われていることが評価できる。</p>

	<p>【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況*】</p> <p>第2期中期計画の着実な達成に向け、一層の業務改善を図るための取組を平成24年度も実施した。具体的には、職員のモチベーションを高めるため、業務改善等について、職員が積極的に提言できる「提言用メールボックス」を設け、機構内グループウェア掲示板にて周知・募集を行った。投稿された提言については、関係部長等による検討を経て対応を決定し、運営会議へ報告の上、対応等を掲示板に掲載することにより、職員の意識の向上及び業務改善に向けた取組の推進に努めた。本取組は、全職員が法人のミッションを自覚し、積極的に業務改善に取り組む機会となっている。</p> <p>平成21年度から、各界で活躍中の講師による講演及び意見交換を行う「JASSO 講演会」を開催している。本講演会は、機構役職員の意識の活性化及び組織の将来を担う若年層職員の一層の意欲奮起の促進を目的としており、役員、各部等の長及び若手を中心とした職員が出席している。</p> <p>毎年度、各部等で、中期計画・年度計画達成に向けた進捗プランを検討・作成し、その過程で具体的取組・スケジュール・予想される懸念事項等の洗い出しを行う。その後、政策企画部において進捗プランを精査した上で、政策企画部及び財務部が共同で各部等に対する進捗管理のためのヒアリングを実施し、法人として、業務実施に係るリスク、スケジュール上のリスクのさらなる洗い出しを実施している。</p>	
<p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <p>・法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。</p>	<p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】</p> <p>理事長は、機構の重要方針、施設及び事業の在り方の審議、検討を行う理事会(適時)、理事懇談会(月2~4回程度)、運営会議(月2回)等を通じ、随時、機構における事業の現状や取り組むべき課題等を把握している。なお、行政改革等における指摘事項については、適時、進捗状況を整理してきたところであるが、平成22年6月以降は機構における重点課題について、毎月の取組状況を整理し、運営会議で定期的に進捗状況を報告(各部等から報告される取組状況等を政策企画部が取りまとめ)し、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、適宜、重点課題として取り上げる事項の見直しを行っている。直近では、平成24年12月報告分から、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告</p>	<p>組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)</p> <p>【評定 70】 A</p> <p>中期目標・計画の未達成項目や課題については、各部局からの報告をもとにそのリスクの把握に努め、取組やスケジュール等に関して各部局へのヒアリングを通じ適宜管理していることが評価できる。</p> <p>また、機構における事業継続計画策定の検討を開始するとともに、危機管理に係る防災対策を新たに導入する等、組織のリスク把握や対応に努めていることが評価できる。</p>

書」(平成24年9月12日 文部科学省)における指摘を踏まえ、事項の見直しを行った。

理事長が必要と認めた事項を監査対象として、内部監査(業務監査及び会計監査)を実施している。

毎年度、各部等で、中期計画・年度計画達成に向けた進捗プランを検討・作成し、その過程で具体的取組・スケジュール・予想される懸念事項等の洗い出しを行う。その後、政策企画部において進捗プランを精査した上で、政策企画部及び財務部が共同で各部等に対する進捗管理のためのヒアリングを実施し、法人として、業務実施に係るリスク、スケジュール上のリスクのさらなる洗い出しを実施している。

[評定 69 再掲]

機構の役職員を対象に、理事長を講師とする防災に関する講演会(テーマ:「くらしの防災と減災-阪神大震災から学んだこと-」)を開催することにより、防災意識の向上を図った。(平成24年11月)

機構における事業継続計画(BCP)の策定に向けて、機構内にワーキンググループを設置し、検討を開始した。(平成24年10月～)

その他、危機管理に係る次の防災対策を実施した。

- ・緊急連絡網の整備
- ・安否確認サービスの導入
- ・防災備蓄用品の購入(防災用ヘルメットについては全役職員に貸与)

【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応状況】

理事長は、内部監査終了後に監査員から監査結果報告書の提出を受け、改善を必要とする事項があると認める場合は必要な措置を講じることとしている。

政策企画部及び財務部が共同で各部等に対して実施する、進捗管理のためのヒアリングの結果を踏まえ、各部等における中期計画・年度計画達成に向けた進捗状況及び、未達成の場合の影響度・未達成の可能性を勘案し、主な課題について政策企画部総合計画課にて取りまとめ、運営会議

に報告している。運営会議に提出する報告書において、洗い出した懸念事項等への対応方針を示すとともに、業務実施スケジュールの見直し等を促している。その後も、必要に応じて担当部等に対し、適時進捗状況のヒアリングを行い、リスクの把握・管理に努めている。

年度計画に係る進捗管理を踏まえ、中期計画事項の実施を推進するとともに、行政改革等への対応を的確に行うため、政策企画部が組織改編等ヒアリングを実施し、予算・人事等に反映させている。

各部等で翌年度に係る年度計画案の検討・作成を行い、政策企画部による年度計画案並びにこれに伴う予算執行計画案及び具体的実施事項に係るヒアリング等により年度計画案を調整の上、理事会における審議を踏まえ年度計画を決定している。

・ その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。

機構の役職員を対象に、理事長を講師とする防災に関する講演会(テーマ:「くらしの防災と減災-阪神大震災から学んだこと-」)を開催することにより、防災意識の向上を図った。(平成 24 年 11 月)

機構における事業継続計画(BCP)の策定に向けて、機構内にワーキンググループを設置し、検討を開始した。(平成 24 年 10 月～)

その他、危機管理に係る次の防災対策を実施した。

- ・ 緊急連絡網の整備
- ・ 安否確認サービスの導入
- ・ 防災備蓄用品の購入(防災用ヘルメットについては全役職員に貸与)

【未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】

中期計画・年度計画達成に向けた進捗状況を把握するために各部等が作成する「進捗プラン策定フォーマット」には、前年度の業務実績評価に係る文部科学省独立行政法人評価委員会による指摘事項(課題)を記載する欄を設けており、これらの課題を把握した上で、具体的取組・スケジュール・予想される懸念事項等の洗い出しを行っている。その後、政策企画部及び財務部が共同で各部等に対して実施するヒアリングにおいても「進捗プラン策定フォーマット」を活用し、法人として、業務実施に係るリスク、スケジュール上のリスクのさらなる洗い出しを行っている。

(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)

・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。

【内部統制のリスクの把握状況】

理事長は、機構の重要方針、施設及び事業の在り方の審議、検討を行う理事会(適時)、理事懇談会(月2~4回程度)、運営会議(月2回)等を通じ、随時、機構における事業の現状や取り組むべき課題等を把握している。なお、行政改革等における指摘事項については、適時、進捗状況を整理してきたところであるが、平成22年6月以降は機構における重点課題について、毎月の取組状況を整理し、運営会議で定期的に進捗状況を報告(各部等から報告される取組状況等を政策企画部が取りまとめ)し、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、適宜、重点課題として取り上げる事項の見直しを行っている。直近では、平成24年12月報告分から、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成24年9月12日 文部科学省)における指摘を踏まえ、事項の見直しを行った。

[評定 69 再掲]

監事監査に関しては、監査事項として、関係法令、業務方法書、規程等の実施状況及びこれらの実施に必要な内規等の整備状況、組織の管理及び運営の状況並びに人事管理の状況、予算の執行及び資金運用の状況、など内部統制に係る事項が対象とされている。実施に当たっては、監事が理事長に対してあらかじめ監査計画の提示を行うとともに、監査実施後は監査結果報告書を提出している。

監査室は、内部監査をはじめ、個人情報保護の統括、情報公開に関する業務、コンプライアンスの推進に関する業務等を一体的に実施している。内部監査(業務監査及び会計監査)に関しては、理事長が必要と認められた事項を監査対象として、監査室職員及び理事長が任命する監査員にその職務を行わせている。理事長は、監査終了後に監査員から監査結果報告書の提出を受け、改善を必要とする事項があると認める場合は必要な措置を講じ、監査室においてその改善状況をフォローアップしている。

会計監査人と理事者、監事及び内部監査部門で協議の場を設け、監査計画、監査方針、機構の事業の現状や取り組むべき課題等について意見交換を行ったり、監査結果等について協議したりするほか、必要に応じて会計監査人からアドバイス等を受けている。なお、会計監査において会計監査人より改善又は対応が必要な事項が報告された場合には対応するこ

内部統制の現状把握・課題対応計画の作成

【評定 71】 A

理事長は、理事会等を通して重要課題の把握に努め、内部統制の現状を把握していることが評価できる。

また、内部統制の充実・強化に向けて中期計画・年度計画の進捗状況ヒアリングにより、リスクの洗い出しを行っていることが評価できる。

また、法人による自己評価や有識者検討会の報告書等で改善の必要を指摘された事項については速やかに対応していることが評価できる。

ととしているが、直近の会計監査(平成 24 年度決算)において、指摘事項は特になかった。

各年度における機構の業務実績に関しては、外部有識者から構成される(独)日本学生支援機構評価委員会を設置し、毎年度、法人による自己評価を実施した上で、これを踏まえて業務の実績に係る評価を行い、評価結果を理事長に報告している。

政策企画部及び財務部が共同で各部等に対して実施する、進捗管理のためのヒアリングの結果を踏まえ、各部等における中期計画・年度計画達成に向けた進捗状況及び、未達成の場合の影響度・未達成の可能性を勘案し、主な課題について政策企画部総合計画課にて取りまとめ、運営会議に報告している。運営会議に提出する報告書において、洗い出した懸念事項等への対応方針を示すとともに、業務実施スケジュールの見直し等を促している。その後も、必要に応じて担当部等に対し、適時進捗状況のヒアリングを行い、リスクの把握・管理に努めている。

[評定 70 再掲]

【内部統制のリスクがある場合、その対応計画の作成・実行状況】

政策企画部及び財務部が共同で各部等に対して実施する、進捗管理のためのヒアリングの結果を踏まえ、各部等における中期計画・年度計画達成に向けた進捗状況及び、未達成の場合の影響度・未達成の可能性を勘案し、主な課題について政策企画部総合計画課にて取りまとめ、運営会議に報告している。運営会議に提出する報告書において、洗い出した懸念事項等への対応方針を示すとともに、業務実施スケジュールの見直し等を促している。その後も、必要に応じて担当部等に対し、適時進捗状況のヒアリングを行い、リスクの把握・管理に努めている。

[評定 70 再掲]

各年度における機構の業務実績に関しては、外部有識者から構成される(独)日本学生支援機構評価委員会を設置し、毎年度、法人による自己評価を実施した上で、これを踏まえて業務の実績に係る評価を行い、評価結果を理事長に報告している。

評価結果については、各部署にフィードバックし、中期計画・年度計画達成に向けた進捗プランの作成において活用している。

	<p>平成 23 年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討・計画的な取組を行い速やかに一定の結論を得るよう求められた「返還誓約書提出時期の早期化」等について、事務処理等についてもフォローアップを行い、改善状況の確認を行った(平成 25 年 3 月)。 [評定③再掲]</p>	
--	---	--

【(大項目)3】	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A													
【(中項目)3-1】															
【(小項目)3-1-1】	(1)収入の確保等	【評定③④】 A													
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。</p> <p>広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について検討する。</p> <p>奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p>		<p>【事業報告書】</p> <p>- 2 - (1)奨学金貸与事業 - 寄附金(p.25)</p>													
評価基準	実績		分析・評価												
財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図っているか。	平成 23 年度財務諸表の公表に当たり、決算情報等の公表の充実を図るため、決算情報を簡潔に取りまとめた「平成 23 事業年度決算の概要」を作成し、財務諸表とともに(平成 24 年 9 月)ホームページでの公表を行った。		<p>決算情報・セグメント情報の公表の状況</p> <p>【評定 72】 A</p> <p>決算情報公表の充実のため、決算情報を簡潔に取りまとめた「平成 23 事業年度決算の概要」を作成し、財務諸表とともにホームページでの公表を行ったことが評価できる。また、セグメント情報も充実していることが評価できる。</p>												
日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努めているか。	<p>平成 24 年度決算</p> <p>日本語教育センターについては、学生募集活動について東京・大阪両校の PR の連携の一層強化等による業務の効率化を図っており、効率的な予算執行に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="667 1182 1462 1302"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語学校収入</td> <td>407,984</td> <td>364,194</td> <td>286,900</td> <td>295,045</td> </tr> </tbody> </table>		区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	日本語学校収入	407,984	364,194	286,900	295,045	<p>収入の確保状況</p> <p>【評定 73】 A</p> <p>日本語学校収入は前年度より増加しており、適切に収入を確保するとともに、東京校と大阪校の業務連携を行うことで効率的な予算執行に努めていることが評価できる。</p>		
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度											
日本語学校収入	407,984	364,194	286,900	295,045											

広報活動と連携しながら、寄附金の受入に努め、学生等の教育研究交流活動を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について引き続き検討を進めているか。

寄附金受入状況

引き続き積極的な寄附金募集のため、業績優秀者返還免除者への通知に寄附金リーフレットを同封したほか、返還特別免除者、奨学金返還完了者への通知に、寄附金の案内を記載して発送し、返還の手引きの巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載し寄附金に対する周知を図った。

区分	平成23年度	平成24年度
件数(件)	1,287	1,321
金額(円)	177,890,377	106,782,475

優秀学生顕彰

寄附金を活用し、大学・短大・高等専門学校・専修学校(専門課程)を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献の分野で優れた業績を挙げた者を奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した。

【優秀学生表彰】

(単位:名)

分野	応募者数	大賞	優秀賞	奨励賞
学術	19	4	3	4
文化・芸術	31	2	1	6
スポーツ	44	6	4	11
社会貢献	12	1	1	1
計	106	13	9	22

留学生・奨学生地域交流事業

公益財団法人中島記念国際交流財団の助成金を活用し、地域における外国人留学生・日本人学生が合宿による交流を通じて、人的つながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的とした「留学生・奨学生地域交流集会」を育英友の会との共催により全国8箇所で開催した。

(単位:名)

開催地区	日程	参加者数	会場
北海道	8月17日～8月19日	31	札幌青少年山の家
東北	8月17日～8月19日	20	岩手県立南青少年の家
関東	8月25日～8月27日	90	国立赤城青少年交流の家
東海	9月15日～9月17日	38	国立乗鞍青少年交流の家
北信越	9月15日～9月17日	19	長野県須坂青年の家
近畿	8月24日～8月26日	64	国立淡路青少年交流の家
中国・四国	9月7日～9月9日	42	国立江田島青少年交流の家
九州	9月21日～9月23日	38	国立阿蘇青少年交流の家
参加者数合計		342	

寄附金事業の実施状況

【評定74】 A

各種通知等に寄附金の案内を記載するなど積極的な寄附金受入に努めており寄附件数が昨年度より増加したことが評価できる。

一方で、寄附金額は昨年度より減少していることから、さらなる受入れ努力に期待したい。

	<p>寄附金の有効な活用として、進学を希望する高校生に向けて分かりやすく奨学金制度を解説した奨学金パンフレット「奨学金ガイドブック 2013」を寄附金により作成した。また、新たな寄附金事業の創設及び寄附金の活用について、関係部署及び関係機関と検討した。</p>	<p>新たな寄附金事業の検討状況 【評定 75】 A 昨年度に引き続き寄附金の有効活用として「奨学金ガイドブック 2013」を作成したことが評価できる。 一方で新たな寄附金事業の創設については検討を進めているものの具体化には至っていないことから、新たな事業案の創出等が望まれる。</p>												
<p>奨学金貸与事業においては、財投機関債を1,800億円発行するとともに、民間金融機関からの借入による調達を実施し、自己調達資金の確保に努めているか。</p>	<p>財投機関債発行額</p> <table border="1" data-bbox="663 459 1142 759"> <thead> <tr> <th>発行年月日</th> <th>発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年7月9日</td> <td>400億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年9月18日</td> <td>500億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年11月7日</td> <td>500億円</td> </tr> <tr> <td>平成25年2月6日</td> <td>400億円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,800億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>民間資金借入額実績(年度末残高) 4,466 億円</p>	発行年月日	発行額	平成24年7月9日	400億円	平成24年9月18日	500億円	平成24年11月7日	500億円	平成25年2月6日	400億円	計	1,800億円	<p>自己調達資金の確保状況 【評定 76】 A 計画的に財投機関債を発行し、自己資金の確保に努めていることが評価できる。</p>
発行年月日	発行額													
平成24年7月9日	400億円													
平成24年9月18日	500億円													
平成24年11月7日	500億円													
平成25年2月6日	400億円													
計	1,800億円													

【(小項目)3-1-2】 (2)奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		【評定③】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。</p> <p>貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>独立行政法人会計基準に基づく債務者区分に従い、適切な請求を行っているか。</p>	<p>平成 20 年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分に従い請求を行った。</p>	<p>適切な債権管理の実施状況</p> <p>【評定 77】 A</p> <p>適切な債権管理を実施すべく、新たな会計基準に沿って変更した債務者区分に従って請求を行っていることが評価できる。</p>			
<p>貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上しているか。</p>	<p>貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、平成 20 年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分による債権分類に基づく算定方法に従って計上した。</p> <p>平成 24 年度決算額</p> <p>第一種 688 億円</p> <p>第二種 1,030 億円</p>	<p>貸倒引当金の計上状況</p> <p>【評定 78】 A</p> <p>独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分に従って適切に貸倒引当金を計上していることが評価できる。</p>			

【(小項目)3-1-3】

(3) 予算

【評定③⑥】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

略

H21	H22	H23	H24
-----	-----	-----	-----

A	A	A	A
---	---	---	---

実績報告書等 参照箇所

【事業報告書】

- 4 - (3) 予算・決算の概況(p.13)

評価基準

実績

分析・評価

予算の執行状況

平成24年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算	決 算	差引増減額
収入			
借入金等	1,692,026	1,618,091	73,935
運営費交付金	15,119	14,802	316
高等学校等奨学金事業交付金	20,037	20,037	0
国庫補助金	10,362	10,372	10
育英資金返還免除等補助金	5,040	5,040	0
大学改革推進等補助金	-	10	10
留学生交流支援事業費補助金	5,322	5,322	0
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入	81	79	2
貸付回収金	502,139	558,216	56,076
貸付金利息等	31,980	33,467	1,487
政府補給金	22,040	2,949	19,091
事業収入	487	895	408
雑収入	3,783	3,496	287
計	2,298,054	2,262,405	35,649
支出			
学資金貸与事業費	1,126,315	1,081,519	44,797
一般管理費	2,486	2,321	165
うち、人件費(管理系)	1,185	1,022	163
物件費	1,301	1,299	2
業務経費	16,702	16,394	308
貸与事業を除く事業費	11,161	10,961	200
うち、人件費(事業系)	3,109	3,053	56
物件費	8,052	7,908	144
貸与事業業務経費	5,541	5,433	108
特殊経費	201	111	311
高等学校等奨学金事業移管業務費	20,037	20,037	0
借入金等償還	1,100,156	1,082,246	17,910
借入金等利息償還	53,355	37,760	15,595
施設整備費	-	-	-
大学改革推進等補助金経費	-	10	10
留学生交流支援事業費補助金経費	5,322	4,632	690
受託経費	81	79	2
計	2,324,654	2,244,886	79,768

予算の執行状況

【評定③⑥】 A

概ね予算どおりの執行が行われており、収入、支出ともに増減が生じたものについては明確に決算説明されていることが評価できる。

また、運営費交付金のうち、国際交流会館等の譲渡に要する経費が未執行であるが、理由が明らかにされていることが評価できる。

<p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。 <p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。 	<p>【主な増減理由】</p> <p>収入項目においては、 回収金の増収を要因として貸付回収が増、 借入金等の支払利息減少を要因として政府補給金の収入が減、 留学生宿舍収入の増収を要因として事業収入が増、</p> <p>支出項目においては、 給与特例法に準ずる人件費の減を要因として特殊経費の支出が減、 借入金等の支払利息減少を要因として借入金等利息償還の支出が減、 早期帰国者の発生等を要因として留学生交流支援事業費補助金経費が減となっており、それぞれ予算から10%を超える増減が生じることとなった。</p> <p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</p> <p>国際交流会館等の譲渡に要する業務経費(未執行率59.3%) 売却先が決定していない留学生寄宿舍や職員宿舍について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)及び「国際交流会館等の設置及び運営について」(平成24年1月26日付文部科学省高等教育局長通知)の趣旨に基づき、引き続き売却を進める必要があるため、これらの残額を運営費交付金債務として翌年度に繰り越している。</p> <p>【業務運営に与える影響の分析】</p> <p>国際交流会館等の譲渡に要する業務経費に係る運営費交付金債務については、譲渡手続きには不可欠な業務に係る経費であるため、譲渡の状況に応じ、運営費交付金債務は今中期計画期間中に収益化を行う予定である。</p> <p>【溜まり金の精査の状況】</p> <p>溜まり金の該当はない。</p>	
--	---	--

【(小項目)3-1-4】	(4)収支計画	【評定③】 A																																																																																								
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 略		H21	H22	H23	H24																																																																																					
		A	A	A	A																																																																																					
		実績報告書等 参照箇所																																																																																								
		【事業報告書】																																																																																								
		- 4 - (1)財務諸表の概況 - 目的積立金の申請、取崩内容等(p.13)、																																																																																								
		- 1 財源構造(p.16)																																																																																								
評価基準	実績	分析・評価																																																																																								
計画と実績の対比	<p style="text-align: center;">平成24年度 収支計画</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="658 619 1473 1369"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区 分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">計画</th> <th style="background-color: #d9ead3;">決算</th> <th style="background-color: #d9ead3;">差引増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 經常費用</td> <td>148,749</td> <td>117,032</td> <td>31,716</td> </tr> <tr> <td> 業務経費</td> <td>144,923</td> <td>113,706</td> <td>31,217</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費</td> <td>2,194</td> <td>2,173</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td>1,632</td> <td>1,153</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td> 財務費用</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 臨時損失</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>収益の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 經常収益</td> <td>148,484</td> <td>120,575</td> <td>27,909</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金収益</td> <td>14,458</td> <td>14,304</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td> 施設費収益</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 自己収入</td> <td>36,158</td> <td>37,504</td> <td>1,346</td> </tr> <tr> <td> 受託収入</td> <td>81</td> <td>79</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 補助金等収益</td> <td>43,870</td> <td>31,454</td> <td>12,416</td> </tr> <tr> <td> 財源措置予定額収益</td> <td>52,776</td> <td>36,573</td> <td>16,202</td> </tr> <tr> <td> 資産見返負債戻入</td> <td>1,141</td> <td>661</td> <td>481</td> </tr> <tr> <td> 財務収益</td> <td>265</td> <td>373</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td> 臨時利益</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>純利益</td> <td>0</td> <td>3,915</td> <td>3,915</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>総利益</td> <td>0</td> <td>3,915</td> <td>3,915</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	計画	決算	差引増減額	費用の部				經常費用	148,749	117,032	31,716	業務経費	144,923	113,706	31,217	一般管理費	2,194	2,173	21	減価償却費	1,632	1,153	479	財務費用	-	-	-	臨時損失	-	0	0	収益の部				經常収益	148,484	120,575	27,909	運営費交付金収益	14,458	14,304	154	施設費収益	-	-	-	自己収入	36,158	37,504	1,346	受託収入	81	79	2	補助金等収益	43,870	31,454	12,416	財源措置予定額収益	52,776	36,573	16,202	資産見返負債戻入	1,141	661	481	財務収益	265	373	108	臨時利益	-	-	-	純利益	0	3,915	3,915	目的積立金取崩額	-	-	-	総利益	0	3,915	3,915	<p>計画と実績の対比</p> <p>【評定③】 A</p> <p>概ね計画どおりの実績であり、費用、収益とも計画から10%を超える要因について明確な説明がなされており、その理由は妥当であると評価できる。</p> <p>また、当期総利益の発生要因も独法特有の処理について明らかにされており、その内容も妥当である。</p> <p>利益剰余金は、貸倒引当金の繰入れの備えとして妥当であると評価できる。</p>
区 分	計画	決算	差引増減額																																																																																							
費用の部																																																																																										
經常費用	148,749	117,032	31,716																																																																																							
業務経費	144,923	113,706	31,217																																																																																							
一般管理費	2,194	2,173	21																																																																																							
減価償却費	1,632	1,153	479																																																																																							
財務費用	-	-	-																																																																																							
臨時損失	-	0	0																																																																																							
収益の部																																																																																										
經常収益	148,484	120,575	27,909																																																																																							
運営費交付金収益	14,458	14,304	154																																																																																							
施設費収益	-	-	-																																																																																							
自己収入	36,158	37,504	1,346																																																																																							
受託収入	81	79	2																																																																																							
補助金等収益	43,870	31,454	12,416																																																																																							
財源措置予定額収益	52,776	36,573	16,202																																																																																							
資産見返負債戻入	1,141	661	481																																																																																							
財務収益	265	373	108																																																																																							
臨時利益	-	-	-																																																																																							
純利益	0	3,915	3,915																																																																																							
目的積立金取崩額	-	-	-																																																																																							
総利益	0	3,915	3,915																																																																																							

<p>【財務状況】</p> <p>(当期総利益(又は当期総損失))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。 ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 <p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行 	<p>【主な増減理由】</p> <p>費用においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金債権に係る貸倒引当金繰入れの減等を要因として業務経費が減少したこと 固定資産の新規取得の減等を要因として減価償却費が減少したこと <p>以上が計画から 10%を超える減の要因となった。</p> <p>収益においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府補給金の減等を要因として補助金等収益が減少したこと 奨学金債権に係る貸倒引当金繰入れの減等を要因として財源措置予定額収益が減少したこと 固定資産の新規取得の減等を要因として資産見返負債戻入が減少したこと 利息収入が増加したことを要因として財務収益が増加したこと <p>以上が計画から 10%を超える増減の要因となった。</p> <p>純利益及び総利益については、主に機構設立前に貸与された奨学金債権に係る貸倒引当金減少に伴う戻入による現金を伴わない会計処理上の利益 3,405 百万円が生じたことを要因として純利益及び総利益が増となり、計画から 10%を超える増が生じたこととなった。</p> <p>【当期総利益(当期総損失)】</p> <p>3,915 百万円</p> <p>【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】</p> <p>平成 24 年度決算における当期総利益については、主に機構設立以前に貸与された奨学金債権に係る貸倒引当金減少に伴う戻入による現金を伴わない会計処理上の利益(3,405 百万円)を要因としている。</p> <p>【利益剰余金】</p> <p>平成 24 年度決算における利益剰余金は、142 億 9,000 万円となっており、その内訳は、前中期目標期間繰越積立金 6 億 2,400 万円、積立金 97 億 5,100 万円、当期末処分利益 39 億 1,500 万円となっている。</p>	
---	--	--

<p>するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p> <p>・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金は、恩賜金の利息分(26,714 円)を除き会計処理上の現金を伴わない利益(6 億 2,400 万円)であり、中期計画において貸倒引当金の増額による繰入れのための財源とすることとされている。積立金は、平成 21 年度及び 23 年度における当期末処分利益を要因としており、主に機構設立前に貸与した貸付金に係る貸倒引当金戻入益等会計処理上の現金を伴わない利益となっている。</p> <p>平成 24 年度における当期末処分利益は、主に機構設立前に貸与した貸付金に係る貸倒引当金戻入益(34 億 500 万円)等会計処理上の現金を伴わない利益となっている。</p> <p>利益剰余金の大部分は、機構設立前に貸与した貸付金に係る貸倒引当金に係る会計処理上の現金を伴わない利益(118 億 9,700 万円)となっており、貸付金の残高が 7 兆 7,656 億円の規模となっている奨学金貸与事業を実施する上で貸倒引当金の繰入に備えた財務基盤として確保することが必要な剰余金となっている。</p> <p>【繰越欠損金】 繰越欠損金はない。</p>	
--	---	--

【(小項目)3-1-5】

(5)資金計画

【評定⑳】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

略

H21

H22

H23

H24

A

A

A

A

実績報告書等 参照箇所

【事業報告書】

- 3 - キャッシュ・フロー計算書(p.8)

【財務諸表】

キャッシュ・フロー計算書(p.5)

評価基準

実績

分析・評価

計画と実績の対比

平成24年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	計 画	決 算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	3,951,177	4,639,593	688,416
奨学金貸与	1,126,536	1,081,708	44,828
人件費支出	4,495	4,015	480
短期借入金の返済による支出	1,746,506	2,485,929	739,423
長期借入金返済による支出	980,742	990,612	9,870
支払利息	53,355	37,760	15,595
高等学校等奨学金事業移管による支出	20,037	20,037	0
その他の業務支出	19,507	19,532	25
投資活動による支出	661	57,404	56,743
財務活動による支出	490	6,421	5,930
次年度への繰越金	75,103	108,801	33,698
資金収入			
業務活動による収入	3,925,641	4,657,309	731,668
政府交付金による収入	20,037	20,037	0
運営費交付金による収入	15,119	14,802	316
政府補助金による収入	22,040	2,949	19,091
国庫補助金による収入	10,362	10,372	10
貸付回収金による収入	502,359	558,363	56,003
短期借入による収入	1,746,506	2,485,929	739,423
長期借入による収入	1,572,336	1,526,217	46,118
貸付金利息	29,990	31,767	1,777
その他の業務収入	6,812	6,793	18
受託収入	81	79	2
投資活動による収入	5	29,015	29,010
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	5	29,015	29,010
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	101,786	125,895	24,110

計画と実績の対比

【評定⑳】 A

概ね計画どおりの実績であり、増減に関する理由も妥当であることが評価できる。

	<p>【主な増減理由】</p> <p>資金支出においては、</p> <p>給与特例法に準ずる人件費の削減や、期中における借換えの増に伴う短期借入金の返済による支出の増及び借入金等の支払利息減少に伴う支払利息の減等を要因として業務活動による支出が増加したこと</p> <p>有価証券の取得を要因として投資活動による支出が増加したこと</p> <p>不要財産の国庫納付等を要因として財務活動による支出が増加したこと</p> <p>貸付回収金の増収や運営費交付金未収益化額の計上を要因として次年度への繰越金が増加したこと</p> <p>以上により、それぞれ計画から 10%を超える増減が生じることとなった。</p> <p>資金収入においては、</p> <p>期中における借換えの増加を要因として短期借入による収入が増加したこと、借入金等の支払利息減少に伴う政府補給金による収入の減等を要因として業務活動による収入が増加したこと</p> <p>前年度決算における貸付回収金の増収や運営費交付金未収益化額の計上を要因として前年度からの繰越金が増加したこと</p> <p>以上により、それぞれ計画から 10%を超える増減が生じることとなった。</p>	
--	---	--

【(小項目)3-1-6】 (6) 保有資産の管理・運用状況		【評定③】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		A			
		H21	H22	H23	H24
		A A A			
		実績報告書等 参照箇所			
		【事業報告書】 - 2 - (2) 留学生支援事業 - 宿舍の整備 (p.29 ~ 30)			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【実物資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <p>・ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。</p>	<p>【実物資産の保有状況】</p> <p>実物資産の名称と内容、規模</p> <p>主な実物資産(保有資産だけでなく賃借を含む。)は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所(本部事務所、市谷事務所、駒場事務所ほか) ・国際交流会館(札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、兵庫国際交流会館ほか) ・日本語教育センター(東京日本語教育センター、大阪日本語教育センター) ・東京国際交流館 ・海外事務所(インドネシア事務所、韓国事務所、タイ事務所、マレーシア事務所) ・職員宿舍(百合丘宿舍) <p>保有の必要性(法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構法第3条で規定された法人の目的に沿って、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業等を遂行するに当たり、上記の実物資産を活用している。</p> <p>有効活用の可能性等の多寡</p> <p>国際交流会館等の施設の稼働率</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における指摘を踏まえ、地域へ施設利用の促進を図るため、国際交流会館の附属施設(多目的ホール、会議施設等)について、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図った。</p>	<p>実物資産全般の見直し</p> <p>【評定79】 A</p> <p>実物資産については、全般に渡って適切に見直しが行われており、有効活用を図るとともに、保有の必要性を検討し、売却すべきものに関しては売却に向けての調査や売却先との交渉を進めていることが評価できる。</p> <p>国際交流会館に関しては、政府方針を受けて売却を進め、売却可能な会館は全て売却を行うとともに、買い手が付かなかった会館に関しても引き続き売却に努めていることが評価できる。</p> <p>また、国際交流会館や日本語教育センター内の施設の有効利用にも努めていることが評価できる。</p> <p>職員宿舍に関しても、順次売却を進めていることが評価できる。</p> <p>実物資産の処分については、引き続き、政府の見直し方針を受けて適切に行われることが求められる。</p>			

また、稼働率を向上させる取組として、本機構のホームページに全国の貸出施設一覧を掲載した。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	前年度比
44.1%	44.8%	52.6%	56.9%	4.3 ポイント増

前年度比は、平成 24 年度におけるものである。

稼働率：同一施設の稼働日数を貸出し可能日数で除したものの。

[評定 32 再掲]

平成 24 年度は、日頃交流がある近隣地域の学校等に、交流事業の促進と併せて施設利用の PR を行う等、効果的かつ積極的に周知を行い、施設の有効活用を図った。

教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO 法人などを貸出し先に、学生ホール 58 件、教室 29 件、計 87 件の貸出しを行った。

平成 23 年度実績：

学生ホール 20 件、教室 11 件、計 31 件

[評定 45 再掲]

プラザ平成会議施設の年間稼働率

稼働率(機構利用除く)	指標 (平成20～22年 度実績の3か年 平均)	平成23年度	平成24年度
3階 国際交流会議場&メディアホ-	20.3% 以上	30.7%	30.2%
4階 会議室1～5	18.8% 以上	25.1%	22.7%
稼働率のうち国際交流に係る催事	指標 (平成20～22年 度実績の3か年 平均)	平成23年度	平成24年度
3階 国際交流会議場&メディアホ-	5.3% 以上	7.5%	6.3%
4階 会議室1～5	4.0% 以上	4.2%	4.2%

会議施設の機構利用以外の年間稼働率については、平成 23 年度末をもって廃止する予定であったことから平成 23 年度中に翌年度の予約を受け付けることができなかったものの、関係大学、在日外国公館への利用促進 PR に取り組んだ結果、各指標を上回り平成 23 年度並の年間稼働率を達

<p>見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舎戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況</p>	<p>成することができた。 [評定 50 再掲]</p> <p>見直し状況及びその結果 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、市谷事務所の在り方について検討し平成 24 年度中に一定の結論を得ることとされた。 市谷事務所を含む都内事務所の在り方については、平成 23 年度に実施した「オフィスの物件調査と経済性調査」の結果を踏まえ、機構内に設置する「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において検討した結果、当面は、業務の円滑性等の観点から、現状維持することとし、必要に応じて見直しを進めていくという結論を得た。</p> <p>処分又は有効活用等の取組状況 / 進捗状況 プラザ平成及び留学生・研究者宿舎の一体的な売却については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」とされていたことから、プラザ平成については、東京都の定める臨海副都心開発の基本方針や土地利用目的等を踏まえつつ、外部貸出しを行った。 (平成 25 年度予算編成の基本方針(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結)することとされた。) [評定 51 再掲]</p> <p>政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況 / 進捗状況 国際交流会館等の売却 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度までに廃止する」とされていたため、平成 24 年 3 月末で学生の退去を進めていたところ、「独立</p>	
---	--	--

等は適切か)。

行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とこととされた。

(平成 25 年度予算編成の基本方針(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。)

このことを踏まえ、平成 23 年度末までに売却ができなかった札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、地元自治体及び大学等と売却等に向けて引き続き協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から引き続き大学等に留学生宿舎として居室の提供を行った。

[評定 33 再掲]

平成 24 年 3 月に譲渡した国際交流会館等(仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1 号館)、大阪第一(2 号館)、大阪第二及び広島各国際交流会館)に係る譲渡収入について、政府支出の比率に応じて、文部科学大臣より不要財産の譲渡収入による国庫納付等についての通知を受けたことを踏まえて、平成 24 年 4 月 13 日に国庫納付を行った。

(参考)

・譲渡収入 6,390,087,450 円

(内、政府支出の比率に基づく額 6,268,479,349 円)

・譲渡費用 344,851,788 円

(内、政府支出の比率に基づく額 340,454,958 円)

・差引額 6,045,235,662 円

(内、国庫納付額 5,928,024,391 円)

[評定⑳再掲]

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえて、平成 24 年 3 月に不動産売買契約を締結した豊田及び百合丘第 2・第 3 宿舎の引渡しを完了した。また、鳴子及び香里宿舎については、本機構ホームページに施設概要を公表し、不動産業者等からの照会への対応を通じた情報収集や売却見込みの把握を行うとともに

に、不動産鑑定、土地測量に着手するなど、売却に向けた取組を実施し、順次、売却を行った。

平成 24 年 3 月末に用途廃止の手続きを行った田代及びさつき丘の両
宿舎については、本機構ホームページに施設概要を公表し、外部からの
照会への対応を通じた情報収集や売却見込みの把握を行うとともに、平
成 25 年 1 月 9 日付けで重要な財産の処分に係る認可申請を行っていた
ところ、平成 25 年 2 月 7 日付けで文部科学大臣の認可を受けたことから、
平成 25 年度中の一般競争入札実施に向けた準備を行った。

(参考 1)平成 24 年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎

豊田宿舎(東京都日野市)

(引渡時期)平成 24 年 4 月

(契約相手先)民間事業者

(売却金額)126,000,000 円

[内訳] 土地 126,000,000 円、建物 0 円

百合丘第 2・第 3 宿舎(神奈川県川崎市)

(引渡時期)平成 24 年 4 月

(契約相手先)民間事業者

(売却金額)616,165,000 円

[内訳] 土地 616,165,000 円、建物 0 円

鳴子宿舎(愛知県名古屋市)

(引渡時期)平成 24 年 8 月

(契約相手先)個人事業者

(売却金額)154,161,720 円

[内訳] 土地 151,011,720 円、建物 3,150,000 円

香里宿舎(大阪府枚方市)

(引渡時期)平成 25 年 3 月

(契約相手先)民間事業者

(売却金額)112,440,000 円

[内訳] 土地 112,440,000 円、建物 0 円

[売却金額の計] 1,008,766,720 円
[貸倒引当金充当財源計上額の計] 936,100,240 円
[差額] 72,666,480 円

(参考2)平成23年度以前に売却・引渡しを完了した職員宿舎
高円寺宿舎(東京都杉並区)
(引渡時期)平成23年3月
(契約相手先)民間事業者
(売却金額)146,410,000円
[内訳] 土地 141,160,000円、建物 5,250,000円
(貸倒引当金充当財源計上額)96,500,000円
[評定④再掲]

「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)において、職員宿舎の削減に向けた取組を進めることとされたことを踏まえ、保有宿舎である百合ヶ丘第1宿舎の今後の在り方について検討を進めたところ、設備等の老朽化が著しいことに鑑み、平成24年12月、入居者の円滑な退去に配慮しつつ平成29年3月(予定)に閉鎖する方針を決定した。

また、宿舎使用料については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)において宿舎使用料の見直しを図ることとされたことを踏まえ、国家公務員宿舎に係る使用料の引上げ時期や方法を参考にしつつ、見直しを検討することとしている。

海外事務所
機構のタイ事務所については、平成24年3月に新事務所へ移転し、日本学術振興会バンコク研究連絡センターとの共用化を開始した。また、事務所来訪者に対し、双方の事業について適宜紹介するなど相互協力を行った。

(資産の運用・管理)

・ 実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。

基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

日本語教育センターについては、文部科学大臣指定の準備教育機関として、国の留学生政策の一端を担う観点から、将来の良好な対外関係を担う人材の育成、国内外で活躍する外国人高度人材の育成を目的として、高等教育機関に進学を希望する留学生のみを対象として日本語予備教育を行っており、進学希望者のほぼ全員(平成 24 年度 99.3%)が進学し、また学校に対する満足度も 92%以上であることから、利用者のニーズに応えた必要な施設である。

また、教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO 法人などを貸出し先に、学生ホール及び教室の貸出しを行い、その件数は平成 24 年度は増加していることから、本施設については有効に活用されており、保有の必要性がある。

活用状況が不十分な実物資産の有無とその理由
「平成 21 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成 22 年 12 月 22 日政策評価・独立行政法人評価委員会)において利用率が 50%に満たず低調であるとされた施設について、平成 24 年度の利用実績は下記のとおりである。
なお、駒場国際交流会館については、平成 23 年度末に売却済である。

施設名	区分	利用に供する 部屋数 (室)	利用率	利用率	利用率	利用率	
			(平成21年度 (%))	(平成22年度 (%))	(平成23年度 (%))	(平成24年度 (%))	
東京国際交流館	(ホール)	所有	2	45	45	47	46
	(会議室)	所有	5	40	40	40	39
	(研修施設)	所有	12	24	18	16	20

東京国際交流館のホール及び会議室においては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 27 日閣議決定)において、留学生宿舍等(国際交流会館等)の設置・運営については、「大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度までに廃止する」とされていたことから、23 年度中に行うべき 24 年度の予約受付ができない状況であったが、ほぼ前年並みの利用率を上げることができた。今後も利用率を高めるた

実物資産の運用・管理

【評定 80】 A

日本語教育センターについては文部科学大臣指定の準備教育機関として留学生の進学率、満足度ともに高い水準にあり有効に活用されていることが評価できる。

東京国際交流館のホール及び会議室については、平成 23 年度までに廃止するという当時の方針が影響しており、今後の改善が期待される。

め会議施設運営業務受託者に対して利用促進のための広報活動を提案させるなどして利用率向上に取り組むこととする。

同研修施設については、研修宿泊室、トレーニングルーム及び体育室がある。施設は主に入居者生活支援施設として運用している施設で、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 27 日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については、「大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度までに廃止する」とされ、入居者数が減少したが、入居手続き時等に施設の紹介を積極的に行った結果、23 年度以上の利用率を上回った。

今後も利用率を高めるため、入居者への施設の紹介を積極的に行う。

見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況

見直し実施計画で廃止の方針が明らかにされた百合丘宿舎については、平成 29 年 3 月に閉鎖予定との方針を決定した。百合丘宿舎以外の宿舎については、既に廃止していることから、本決定をもって、保有する職員宿舎はすべて廃止することとなった。

・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。

実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組
平成 24 年度の国際交流会館等の管理・運営業務については、より効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、当該事業者に管理・運営業務を委託した。

(参考) 国際交流会館等の収支状況

区 分	平成23年度	平成24年度
収入	942,886千円	466,984千円
支出	1,243,135千円	851,126千円
収入－支出	300,249千円	384,141千円

平成 24 年度の収支状況については、平成 23 年度末に売却した 7 会館を除く。

[評定 62 再掲]

<p>【金融資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 	<p>【金融資産の保有状況】</p> <p>金融資産の名称と内容、規模</p> <p>現金及び預金 108,801 百万円 有価証券 79,137 百万円</p> <p>保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性)</p> <p>24年度末の現金・預金は108,801百万円を計上しており、25年度当初の奨学金貸与事業に充当される資金102,471百万円、貸倒引当金充当額として国から措置された資金275百万円、24年度の未払い費用、債務の翌年度繰越分、預り金等使途が決められている資金6,055百万円を要因としているため、事業実施上、保有する必要がある資金である。</p> <p>また、有価証券については、79,137百万円を計上しているが、貸倒引当金として国から措置された資金を国債により保有しているもので、奨学金貸与事業を実施するために保有する必要がある資金である。</p> <p>資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無</p> <p>資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産はなし。</p>	<p>金融資産全般の見直し</p> <p>【評定 81】 A</p> <p>金融資産に関しては、奨学金事業を運営する上で必要な資産であり、必要な規模を適切に保有していることが評価できる。</p>																																																	
<p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金の運用状況は適切か。 資金の運用体制の整備状況は適切か。 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。 	<p>【資金運用の実績】</p> <p>個別法に基づく事業において資金運用する資産は有していない。</p> <p>【年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用】</p> <p>本機構は文教関係団体厚生年金基金に加入しているが、当該基金の資金運用については当該基金が行っており、本機構では関与していない。</p>	<p>金融資産の運用・管理</p> <p>【評定 82】 -</p>																																																	
<p>(債権の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 	<p>【貸付金・未収金等の債券と回収の実績】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">①</th> <th colspan="3">②</th> <th rowspan="2">① - ②</th> </tr> <tr> <th>貸付金残高</th> <th>うち貸倒懸念債権</th> <th>うち破産更生債権等</th> <th>貸倒引当金</th> <th>うち貸倒懸念債権に対するもの</th> <th>うち破産更生債権等に対するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成23年度</td> <td>第一種学資金</td> <td>2,430,359</td> <td>62,855</td> <td>31,548</td> <td>71,529</td> <td>32,851</td> <td>31,525</td> <td>2,358,829</td> </tr> <tr> <td>第二種学資金</td> <td>4,845,605</td> <td>117,879</td> <td>15,174</td> <td>97,771</td> <td>62,654</td> <td>15,129</td> <td>4,747,835</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成24年度</td> <td>第一種学資金</td> <td>2,460,735</td> <td>58,370</td> <td>32,306</td> <td>68,827</td> <td>30,708</td> <td>32,281</td> <td>2,391,908</td> </tr> <tr> <td>第二種学資金</td> <td>5,304,826</td> <td>121,930</td> <td>17,863</td> <td>102,979</td> <td>66,265</td> <td>17,799</td> <td>5,201,847</td> </tr> </tbody> </table>	年度	種類	①			②			① - ②	貸付金残高	うち貸倒懸念債権	うち破産更生債権等	貸倒引当金	うち貸倒懸念債権に対するもの	うち破産更生債権等に対するもの	平成23年度	第一種学資金	2,430,359	62,855	31,548	71,529	32,851	31,525	2,358,829	第二種学資金	4,845,605	117,879	15,174	97,771	62,654	15,129	4,747,835	平成24年度	第一種学資金	2,460,735	58,370	32,306	68,827	30,708	32,281	2,391,908	第二種学資金	5,304,826	121,930	17,863	102,979	66,265	17,799	5,201,847	<p>金融資産の債権の管理等</p> <p>【評定 83】 A</p> <p>緻密な回収計画が策定され、この計画に従った回収の強化に努めた結果、中期計画最終年度の目標値を既に達成していることが評価できる。</p> <p>また、新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理によって確実な回収に努めた結果、当年度分の回収率は95.6%となったことが評価できる。</p>
年度	種類			①			②				① - ②																																								
		貸付金残高	うち貸倒懸念債権	うち破産更生債権等	貸倒引当金	うち貸倒懸念債権に対するもの	うち破産更生債権等に対するもの																																												
平成23年度	第一種学資金	2,430,359	62,855	31,548	71,529	32,851	31,525	2,358,829																																											
	第二種学資金	4,845,605	117,879	15,174	97,771	62,654	15,129	4,747,835																																											
平成24年度	第一種学資金	2,460,735	58,370	32,306	68,827	30,708	32,281	2,391,908																																											
	第二種学資金	5,304,826	121,930	17,863	102,979	66,265	17,799	5,201,847																																											

奨学金貸与事業における返還金の回収実績は以下のとおりである。

回収率の総計は、前年度に比較して改善している。

内訳である当年度分の回収率は、新規返還者や初期延滞者に対する返還促進に努めた結果、対前年度で改善した。

延滞分については、平成 23 年度以前に回収強化を図ったにも関わらず延滞が解消しなかったものや、延滞が長期化しているものが平成 24 年度の要回収額として繰り越されたものであり、より回収が困難なものとなっている。このため、平成 24 年度においても継続して回収委託の実施など返還促進に努めたが、前年度と比較して悪化していると考えられる。

【奨学金貸与事業における返還金の回収実績】

(単位:千円) 平成23年度

割賦の区分(期首)	要回収額	回収額	回収率	回収率
8年以上延滞	17,867,507	1,246,191	7.0%	6.5%
1年以上8年未満	49,810,823	5,355,209	10.8%	11.4%
7年以上8年未満	3,579,924	325,330	9.1%	8.7%
6年以上7年未満	4,345,248	400,428	9.2%	8.8%
5年以上6年未満	5,229,428	506,563	9.7%	9.6%
4年以上5年未満	6,568,713	657,791	10.0%	10.7%
3年以上4年未満	8,001,323	883,308	11.0%	11.8%
2年以上3年未満	10,114,450	1,138,325	11.3%	12.6%
1年以上2年未満	11,971,737	1,443,464	12.1%	13.0%
1年未満	17,566,771	5,171,015	29.4%	30.0%
3月以上1年未満	11,330,854	2,133,381	18.8%	20.3%
3月未満	6,235,917	3,037,633	48.7%	48.2%
延滞計	85,245,100	11,772,414	13.8%	14.5%
当年度	430,288,226	411,260,944	95.6%	95.2%
総回収率	515,533,326	423,033,358	82.1%	81.5%

一方で、長期延滞債権については、破産更生債権等も増加しており、さらなる回収努力が望まれる。

返還期日が平成 24 年度である割賦を「当年度」とし、平成 23 年度以前の割賦について延滞年(月)で区分した場合の回収状況

[評定 9 再掲]

回収計画の実施状況は適切か。()貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、()計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。

【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】

第2期中期計画(平成 21 年度～平成 25 年度)において、「総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に 82%以上にすることを目指す」としている。

【回収計画の実施状況】

総回収率

総回収率は 82.1%となり目標の 81.7%を上回った。新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後速やかな法的処理により、当年度分の確実な回収に努めた。この結果、当年度分の回収率は 95.6%となっている。

区分	総回収率	当年度分	延滞分
平成21年度	80.0%	94.1%	13.9%
平成22年度	80.6%	94.7%	14.6%
平成23年度	81.5%	95.2%	14.5%
平成24年度	82.1%	95.6%	13.8%

(参考)全体の回収率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年度比
要回収額	398,331 百万円	438,387 百万円	473,836 百万円	515,533 百万円	41,976 百万円増
回収金	318,615 百万円	363,235 百万円	386,214 百万円	423,033 百万円	36,819 百万円増
回収率	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%	06 ポイント増

前年度比は、平成 24 年度におけるものである。

- ・「勸告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)
- 「(回収業務について)抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図る。」
- ・「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(奨学金の返還促進に関する有識者会議(平成20年6月10日))
- 回収方策の見直し等の検討を進め、ここで取りまとめた報告書を踏まえ諸施策を実施。

(参考) 繰上返還額を考慮した場合の回収率
 前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	平成23年度	平成24年度
繰上額	651億円	733億円
回収率	83.7%	84.3%

平成23年度以前の繰上返還額を当初の返還予定時期に分類し、各期に要返還額、返還額を配賦して積算した。

[評定9再掲]

【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】

- ・「勸告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)
- 「在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行う。」

財政制度等審議会 財政投融资分科会(平成 23 年 11 月 15 日)
「採用した学生の適格性について毎年、大学等を通じて、学業成績等を
チェックし、基準に基づき奨学金の廃止等を決定する適格認定の審査は
極めて重要と考える。
また、この適格認定は奨学生の適格性の確認の機会であると同時に
に、「借りすぎ防止」や「返還意識の涵養」を図る重要な審査と位置づけら
れており、将来的な延滞者を可能な限り小さくしていく取組にもなることか
ら、各大学において厳格な審査がなされているかどうかを見極めるととも
に、審査の充実に向けた取組が必要である。」

適格認定による奨学生処置状況
奨学生としてふさわしくない者に対しては、奨学生としての資格の廃止等
の処置を行った。

区 分	平成23年度実績 (914,922件中)	平成24年度実績 (929,520件中)
奨学金廃止 (留年者等)	10,846件 (1.2%)	9,726件 (1.0%)
奨学金停止 (学業成績不振者等)	12,187件 (1.3%)	11,988件 (1.3%)
警告 (学習評価が著しく劣る者等)	12,329件 (1.3%)	12,368件 (1.3%)
激励 (学習評価が劣る者)	36,086件 (3.9%)	34,930件 (3.8%)
合 計	71,448件 (7.8%)	69,012件 (7.4%)

適格認定基準の周知
(1)平成 23 年度適格認定で「警告」認定を受けた全件(12,329 件)に対し、
学校において機構の適格基準の細目に沿った「警告」認定が行われている
か全件調査を実施した。(平成 24 年 7 月)
また、適格認定において学校が誤りやすい点や注意点等、本調査により
把握した事項を取りまとめ、「適格認定の厳格な実施について(依頼)」に
より全学校に周知した。(平成 24 年 11 月)
(2)適格認定の実施方法等については、大学等に詳細な通知文を送付す
るとともに、適格認定の基準について一層の周知を図った。(平成 24 年 11
月)

(3)適格認定の重要性については、奨学業務連絡協議会(平成25年2月)や学校の奨学金事務の初任者を対象に実施した初任者研修会(平成24年8月)等で重ねて周知を図った。

(4)「奨学金継続願」提出を踏まえた適格認定実施時の業務繁忙期に特設電話を設置し、学校からの照会に対するスムーズな対応に努めた。
(特設電話設置期間:平成24年12月19日～平成25年4月24日)

奨学生への修学上の指導の徹底

(1)平成23年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果を取りまとめ、学校担当者用ホームページに公表した。
(平成24年12月)

(2)必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、抽出した学校(40校)に「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め、個別の助言を行った。(平成25年3月)

また、本確認により把握した「指導」実施において学校が誤りやすい点や注意点等について、全学校に通知した。(平成25年4月)

[評定8再掲]

回収率向上に向けた取組について

小項目1-2-2「(2)返還金の回収強化」を参照

【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額 / 貸付金等残高に占める割合】
貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額は、上記【貸付金・未収金等の債権と回収の実績】に記載のとおり。

貸付金残高に占める貸倒懸念債権額及び破産更生債権額の合計の割合については、第一種・第二種あわせると、平成23年度と比較して平成24年度は改善している(H23:3.1% H24:3.0%)。

これは、奨学生の返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後速やかな法的処理等、返還金の確実な回収に努めたことによる延滞の抑制が要因と考えられる。

・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】

平成 21 年度以降、外部有識者及び金融機関関係者等より構成される「返還促進策等検証委員会」において、返還促進策等の効果等の妥当性の検証を継続して行っており、平成 24 年度も、外部シンクタンクによる定量的な分析を依頼し、その結果等を参考に審議を行い、報告書を取りまとめた。また、平成 23 年度までの当該委員会の報告等を踏まえ、回収促進策を継続して実行するとともに、学校との連携により在学中からの返還意識の涵養及び在学猶予制度の周知を図った。併せて、住所調査や督促に係る情報提供等についても、学校の協力の下で実施した。

平成 24 年度返還促進策等検証委員会報告書(概要)

・ 返還促進策の効果等の検証

1. 総回収率達成の見込み

総回収率は、平成 19 年度 79.2%であったが、その後年々改善され、平成 23 年度においては、目標値 81.3%のところ 0.2 ポイント上回る 81.5%となっている。改善の要因として、初期延滞者に対する返還施策等による延滞改善効果が上がっているためと考えられる。また、外部シンクタンクの分析によると、平成 25 年度末に目標値 82.0%以上を達成することは可能と見込まれる。

2. 現在の返還促進策の効果についての分析

(1) 返還促進策の効果

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」(平成 20 年 6 月)において提言された返還促進策については、平成 24 年度の実施状況と回収状況を併せた検証により、取組の効果が確実に上がってきているものと評価できる。

(2) 具体的方策の検証

早期における督促の集中的実施、民間の債権回収会社への回収委託の推進により、回収効果が上がっている。また、個人信用情報機関の活用については、改めて延滞抑制の効果が確認された。法的処理は、「平成 24 年度法的処理実施計画」に基づいて確実に実施されている。

3. 延滞状況等の分析

(1) 延滞状況分析の結果

貸与終了事由が「満期」の者との比較において、「廃止」や「退学」の者の延滞率が高い。また、返還の割賦額が多くなると返還期限猶予を受けている割合が高くなるという関係が見られた。

(2) 初期延滞者と法的処理

初期延滞者に対する法的処理については、予告後の入金や猶予の申請状況から、延滞者に対応を促す効果は高いと判断される。貸与終了からの経過期間別に入金状況については、延滞 9 月に達した者に予告書を送付するという取組が平成 22 年度から始まったこともあり、継続して分析していくことが必要であると考えられる。

4. これからの返還促進策について(提言)

返還に関しては、延滞しない(させない)こと、延滞しても早期に解消する(解消を求める)こと、延滞者に対しては継続的に働きかけることを基本に、回収方法についても適用する順序を考慮する必要がある。

(1) 奨学生や返還者と機構・学校とのコミュニケーションの強化

貸与中は、返還意識の涵養等に加えて、返還をより具体的なものとして考えることができるよう、金銭に関するリテラシーの指導を盛り込むことが適当であると考えられる。また、機構や大学等の提供資料や説明会が学生に有効に利用されるよう、必要な工夫や改善を行うことが適当である。同様に、返還者に対する案内の内容を工夫することにより、制度や手続に関する周知を図ることが必要である。

(2) 返還しやすくするための工夫

減額返還の申請手続の簡素化や、インターネットを活用した繰上返還手続の簡素化・迅速化により、返還しやすい環境の整備に努めることが重要である。

(3) 奨学生や返還者に関する情報収集・更新と分析

継続願提出や返還督促等の機会を活かして、奨学生や返還者に係る情報

	<p>を収集することにより、機構が必要とする情報を取得・更新することが重要である。また、引き続き返還者の属性分析を行い、分析結果を学校と共有して効果的な指導に活用する。</p> <p>(4) 法的措置の強化 債務名義取得後返還のない連帯保証人等に対する強制執行手続を確実に実施することが必要である。</p> <p>・ 回収(返還)状況に関する新しい指標の在り方(次期中期目標・中期計画に向けて)</p> <p>次期中期計画を見据え、現在の「総回収率」という指標が機構の回収業務を評価する指標として妥当か等、今後の指標の在り方について検討した。平成 23 年度までの本委員会における検討結果、指標の意味及び備えるべき視点等を勘案し、適切と考えられる指標例として次のとおり。</p> <p>基本とする指標としては、当年度分の回収(返還)率(いかに新規の延滞を出さなかったかを示す)とする。 既延滞分については、当年度分とは別に延滞額又は回収(返還)額(どの程度減らしたか)を用いる。 繰上償還分については、前年度以前に行われた繰上分であるため参考として扱う。(評価に用いる指標とは違うもの。) [評定 11 再掲]</p>	
<p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。 ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 	<p>【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】 財務諸表上記載される特許権等の知的財産は有していない。</p>	<p>知的財産等全般の見直し [評定 84] -</p>

<p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。 ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。 	<p>【出願に関する方針の有無】</p> <p>機構は、特許を創出するような研究開発事業を行っていないため、特許出願に関する方針の策定はしていない。</p>	<p>知的財産等の運用・管理</p> <p>【評定 85】 -</p>
--	--	-------------------------------------

【(大項目)4】	短期借入金の限度額	【評定】 A			
【(中項目)4 - 1】	短期借入金の限度額				
【(小項目)4 - 1 - 1】	短期借入金の限度額	【評定④】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,400億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、53億円とする。</p>		H2 1	H2 2	H2 3	H2 4
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所 -			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・ 短期借入金はあるか。ある場合は、その額及び必要性は適切か。</p> <p>奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金は、限度額(8,400億円)の範囲内であるか。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金は、限度額(53億円)の範囲内であるか。</p>	<p>【短期借入金の有無及び金額】 第二種学資金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、7,135億円であった。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。</p>	<p>短期借入金の調達状況 【評定④】 A 限度額の範囲内で調達しており適切であると評価できる。</p>			

【(大項目)5】	独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分等に関する計画	【評定】 A				
【(中項目)5 - 1】	不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分等に関する計画					
【(小項目)5 - 1 - 1】	不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分等に関する計画	【評定④】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。 なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力する。 国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。</p>			H21	H22	H23	H24
			A	A	A	実績報告書等 参照箇所 【財務諸表】 不要財産の国庫納付に関する注記(P.14～15)
評価基準	実績	分析・評価				
<p>国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力しているか。</p> <p>国際交流会館等の譲渡により平成24年度に譲渡収入が生じた場合には、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行っているか。</p>	<p>国際交流会館等の売却</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舍等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度までに廃止する」とされていたため、平成24年3月末で学生の退去を進めていたところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とされた。</p> <p>(平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結)することとされた。)</p> <p>このことを踏まえ、平成23年度末までに売却ができなかった札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、地元自治体及び大学等と売却等に向けて引き続き協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から引き続き大学等に留学生宿舍として居室の提供を行った。</p> <p>[評定 33 再掲]</p>	<p>譲渡した国際交流会館等の譲渡収入に関する国庫納付等手続きの取組状況</p> <p>【評定④】 A</p> <p>前年度に売却した国際交流会館等の譲渡収入については、政府支出の比率に応じて適切に国庫納付を行ったので評価できる。</p> <p>また、未売却の国際交流会館等に関して、地元自治体や大学等と売却に向けた協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から宿舍として有効活用を行っていることが評価できる。</p>				

	<p>平成 24 年 3 月に譲渡した国際交流会館等(仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1 号館)、大阪第一(2 号館)、大阪第二及び広島の各国際交流会館)に係る譲渡収入について、政府支出の比率に応じて、文部科学大臣より不要財産の譲渡収入による国庫納付等についての通知を受けたことを踏まえて、平成 24 年 4 月 13 日に国庫納付を行った。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡収入 6,390,087,450 円 (内、政府支出の比率に基づく額 6,268,479,349 円) ・譲渡費用 344,851,788 円 (内、政府支出の比率に基づく額 340,454,958 円) ・差引額 6,045,235,662 円 (内、国庫納付額 5,928,024,391 円) 	
--	--	--

【(大項目)6】	独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画	【評定】 A			
【(中項目)6-1】	重要な財産の処分等に関する計画				
【(小項目)6-1-1】	重要な財産の処分等に関する計画	【評定④】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>職員宿舎(高円寺、豊田、百合丘第2・第3、鳴子及び香里)については、売却により各宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とする。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・重要な財産の処分に関する計画はあるか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。</p> <p>職員宿舎(鳴子及び香里)の売却に向けて、不動産価格の調査を継続するとともに、職員宿舎(田代及びさつき丘)の売却に向けて検討を図るため、不動産価格の調査に着手しているか。</p>	<p>【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえて、平成24年3月に不動産売買契約を締結した豊田及び百合丘第2・第3宿舎の引渡しを完了した。また、鳴子及び香里宿舎については、本機構ホームページに施設概要を公表し、不動産業者等からの照会への対応を通じた情報収集や売却見込みの把握を行うとともに、不動産鑑定、土地測量に着手するなど、売却に向けた取組を実施し、順次、売却を行った。</p> <p>平成24年3月末に用途廃止の手続きを行った田代及びさつき丘の両宿舎については、本機構ホームページに施設概要を公表し、外部からの照会への対応を通じた情報収集や売却見込みの把握を行うとともに、平成25年1月9日付けで重要な財産の処分に係る認可申請を行っていたところ、平成25年2月7日付けで文部科学大臣の認可を受けたことから、平成25年度中の一般競争入札実施に向けた準備を行った。</p> <p>(参考1)平成24年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎 豊田宿舎(東京都日野市) (引渡時期)平成24年4月 (契約相手先)民間事業者 (売却金額)126,000,000円 [内訳] 土地 126,000,000円、建物 0円</p>	<p>廃止した職員宿舎の売却に向けた取組状況</p> <p>【評定④】 A</p> <p>新たに4つの職員宿舎について売却・引き渡しを行い、重要な財産の処分等に関する計画を完了していることが評価できる。</p>			

	<p>百合丘第2・第3 宿舎(神奈川県川崎市) (引渡時期)平成24年4月 (契約相手先)民間事業者 (売却金額)616,165,000円 [内訳] 土地 616,165,000円、建物 0円</p> <p>鳴子宿舎(愛知県名古屋市) (引渡時期)平成24年8月 (契約相手先)個人事業者 (売却金額)154,161,720円 [内訳] 土地 151,011,720円、建物 3,150,000円</p> <p>香里宿舎(大阪府枚方市) (引渡時期)平成25年3月 (契約相手先)民間事業者 (売却金額)112,440,000円 [内訳] 土地 112,440,000円、建物 0円</p> <p>[売却金額の計] 1,008,766,720円 [貸倒引当金充当財源計上額の計] 936,100,240円 [差額] 72,666,480円</p> <p>(参考2)平成23年度以前に売却・引渡しを完了した職員宿舎 高円寺宿舎(東京都杉並区) (引渡時期)平成23年3月 (契約相手先)民間事業者 (売却金額)146,410,000円 [内訳] 土地 141,160,000円、建物 5,250,000円 (貸倒引当金充当財源計上額)96,500,000円</p>	
--	---	--

【(大項目)7】	剰余金の使途	【評定】 -			
【(中項目)7-1】	剰余金の使途				
【(小項目)7-1-1】	剰余金の使途	【評定④】 -			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>		H21	H22	H23	H24
		-	-	-	-
		実績報告書等 参照箇所 【事業報告書】 - 4 - (1) 財務諸表の概況 - 目的積立金の申請、取崩内容等(p.13)			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金はあるか。ある場合はその要因は適切か。 <p>決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的積立金はあるか。ある場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。 	<p>【利益剰余金の有無及びその内訳】</p> <p>平成 24 年度に剰余金の使用実績はなかった。</p> <p>【目的積立金の有無及び活用状況】</p> <p>平成 24 年度決算における当期総利益 3,915 百万円については、主に機構設立以前に貸与された奨学金債権に係る貸倒引当金減少に伴う戻入による現金を伴わない会計処理上の利益(3,405 百万円)を要因としていることから、「独立行政法人の経営努力認定について」(平成 19 年 7 月 4 日改訂・総務省行政管理局)の基準に合致するものではないため、通則法第 44 条第 3 項の目的積立金として申請は行わず、中期目標期間における貸倒引当金繰入の発生等に備えるための積立金として整理している。</p>	<p>剰余金が発生したときの活用状況</p> <p>【評定④】 -</p>			

【(大項目)8】	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	【評定】 A			
【(中項目)8 - 1】	1 施設及び設備に関する計画				
【(小項目)8 - 1 - 1】	施設及び設備に関する計画	【評定④】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>機構の業務を総合的かつ円滑に実施するため、経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、必要となる施設の整備を推進する。国際交流会館等については、大学・民間等への売却又は平成23年度末までの廃止までその保全を適切に行う。</p>		H2 1	H2 2	H2 3	H2 4
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所 -			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <p>・施設及び設備に関する計画はあるか。ある場合は、当該計画の進捗は順調か。</p> <p>業務を総合的かつ円滑に実施するための施設計画について、国際交流会館等に併設する事務所については、国際交流会館等の廃止の進め方についての方向性を踏まえ、また、市谷事務所については、その在り方の検討状況を踏まえてさらに検討する必要があるが、これらの状況に即して必要な調査・検討を実施しているか。</p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却又は廃止までその保全を適切に行っているか。</p>	<p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、市谷事務所の在り方について検討し平成24年度中に一定の結論を得ることとされた。</p> <p>市谷事務所を含む都内事務所の在り方については、平成23年度に実施した「オフィスの物件調査と経済性調査」の結果を踏まえ、機構内に設置する「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において検討した結果、当面は、業務の円滑性等の観点から、現状維持することとし、必要に応じて見直しを進めていくという結論を得た。</p> <p>【評定 77 再掲】</p>	<p>施設整備の推進状況</p> <p>【評定 86】 A</p> <p>市谷事務所を含む都内事務所の在り方については、機構内の「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において検討し、当面は、業務の円滑性等の観点から、現状維持することとし、必要に応じて見直しを進めていくという結論を得ていることが評価できる。</p>			
	<p>各支部等が、国際交流会館等に入居する外国人留学生の安全・安心のため、国際交流会館等における施設の点検等を実施するマニュアルに基づいて適切に行っていることを現地調査等により確認した。</p> <p>また、一部修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p>	<p>国際交流会館等の保全状況</p> <p>【評定 87】 A</p> <p>国際交流会館等の施設の点検等がマニュアルに基づいて適切に行われていることを現地調査等により確認するとともに、必要な保全を適切に行い入居者の安全・安心確保に努めたことが評価できる。</p>			

【(中項目)8-2】	2 人事に関する計画								
【(小項目)8-2-1】	(1)方針			【評定④5】					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>人事基本計画に基づき、人材の確保・育成と適正配置を図る。特に、 明確な採用基準を設定し、採用後のキャリアパスを整備する。 業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。 常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行う。 公正な人事評価と処遇への適切な反映を行う。 効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けた研修機会の確保・充実を図る。 男女共同参画の一層の推進に努める。 職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間を含む広範な分野・関連機関と引き続き人事交流を行う。</p>				A					
				H21	H22	H23	H24		
				A	A	A	A	実績報告書等 参照箇所	
				-					
評価基準	実績			分析・評価					
<p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画はあるか。ある場合は、当該計画の進捗は順調か。 人事管理は適切に行われているか。 <p>人事基本計画に基づき、以下の措置を講じているか。</p> <p>明確な採用基準の設定及び採用後のキャリアパスの整備を進める。</p> <p>業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。</p>	<p>【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>「独立行政法人日本学生支援機構 人事基本計画」(平成23年3月策定)に基づき、以下の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員の削減状況 (評定④6参照) 常勤職員、任期付職員の計画的採用状況 非常勤職員から常勤職員へのキャリアパス整備及び非常勤職員から常勤職員への内部登用に係る職員採用基準の設定を行い、引き続き非常勤職員から任期付職員への内部登用を行った(平成24年度3名採用)。 <p>また、意欲と能力のある若手職員を積極的に登用し、円滑な業務実施に向けた適正な人材育成・配置に資するため、昇任に係る職年数の短縮化や昇任選考方法の改善した平成22年度策定の昇任選考基準に基づき、平成24年度は昇任選考を実施した。</p> <p>幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付採用4名を含む15名を採用した。 また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係の分野において1名を任期付で採用した。</p>			<p>人材の確保・育成と適正配置状況</p> <p>【評定④5】 A</p> <p>人事基本計画に基づき、非常勤職員から常勤職員へのキャリアパス整備、任期付職員への内部登用など適切な人事管理が実施されているとともに、常勤職員と非常勤職員の業務分担を明確にし、常勤職員の採用を抑制しつつ、非常勤職員を採用・配置していることが評価できる。</p> <p>また、管理職研修、階層別研修、分野別研修などを実施し専門性の向上を図るとともに、職員の資質向上のため、国、国立大学、私立大学、機構と関係ある公益法人、民間等と積極的に人事交流を実施していることが評価できる。</p> <p>昇任選考においては、評価基準と選考方法を職員に明らかにし、公平な昇任選考を行っていることが評価できる。</p> <p>男女共同参画の推進の一環として、女性職員の部長級、課長級への登用を進めるとともに、課長補佐級の女性を増やし、女性幹部職員の育成に向けた努力を行っていることが評価できる。</p>					

<p>常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行う。</p> <p>公正な人事評価と処遇への適切な反映を行うとともに、人事評価制度については、国家公務員で導入される新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、適切な見直しを進める。</p> <p>効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けて、職員研修を体系的に実施する。</p>	<p>常勤職員は特に豊富な知識、経験及びそれらに基づく高度な判断を要する業務を行い、非常勤職員はそれら以外のある程度の知識、経験で対応可能な業務を行うこととし、常勤職員数を抑制しつつ、非常勤職員を採用・配置した。(平成 25 年 3 月末非常勤職員配置人数 320 名)</p> <p>公正な人事評価の実施状況</p> <p>ア.昇任選考について 平成 22 年度に策定した昇任基準を機構内グループウェア(ガルーン)を通じ周知するとともに、課長補佐、係長及び主任への昇任選考において、各階層別に設定した評価基準と選考方法を職員に明らかにして、公平な昇任選考を行った。</p> <p>イ.勤勉手当について 6 月期及び 12 月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100 分の 20 の範囲内で増額又は減額して支給した。</p> <p>ウ.新たな人事評価制度の施行について 国家公務員で導入している新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、当該制度を参考に人事評価制度の見直しをすることとし、見直し後の制度への円滑な移行準備と試行のため、国や他の関係機関における人事制度に係る情報を収集し、人事評価制度の見直しに向けた取組を進めた。</p> <p>職員研修の実施状況</p> <p>ア.管理職研修 第 2 期中期計画の着実な達成に向け、機構職員の意識改革と組織の活性化に資するため、管理職研修を実施した(44 名受講)。</p> <p>イ.階層別研修 平成 24 年度においては、次の階層別研修を重点的に実施した。 ・新入職員研修(20 名受講) ・若手職員研修(15 名受講) ・主任研修(27 名受講) ・係長級研修(90 名受講)</p>	
--	---	--

男女共同参画の一層の推進に努める。

ウ.分野別研修

職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を実施した（延べ 1,043 名受講）。

エ.特別研修

機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修（JASSO 講演会）を実施した（第 1 回 148 名、第 2 回 161 名受講）。

女性幹部職員の登用状況

女性職員の部長級、課長級への登用を引き続き行った。また、今後の登用への対応として、その前段階の課長補佐の登用・育成に努めた。

（参考）

（単位：名）

	平成23年度			平成24年度		
	人数	うち女性人数	割合	人数	うち女性人数	割合
部長級	18	3	16.7%	17	3	17.6%
課長級	50	11	22.0%	51	10	19.6%
課長補佐級	53	9	17.0%	66	15	22.7%
計	121	23	19.0%	134	28	20.9%

全ての職員が生き生きと働くことのできる職場環境の実現を目指した、平成 20 年度策定の「ポジティブアクションプラン」を踏まえ、引き続き女性職員の人材育成等に取り組み、男女共同参画の推進に努めた。

人事交流の実施状況

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、機構と関係ある公益法人、民間等と積極的に人事交流を実施した。

- ・機構から他機関への出向者 30 名
- ・他機関から機構への出向者 33 名

職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間等関係機関と引き続き人事交流を行う。

	<ul style="list-style-type: none">・ 危機管理体制等の整備・充実に関する取組状況 <p>機構の役職員を対象に、理事長を講師とする防災に関する講演会(テーマ:「くらしの防災と減災-阪神大震災から学んだこと-」)を開催することにより、防災意識の高揚を図った。(平成 24 年 11 月)</p> <p>機構における事業継続計画(BCP)の策定に向けて、機構内にワーキンググループを設置し、検討を開始した。(平成 24 年 10 月～)</p> <p>その他、危機管理に係る次の防災対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 緊急連絡網の整備・ 安否確認サービスの導入・ 防災備蓄用品の購入(防災用ヘルメットについては全役職員に貸与) <p>【評定 69 再掲】</p>	
--	--	--

【(小項目)8-2-2】	(2)人事に係る指標	【評定④⑥】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標期間中、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化を図る。</p> <p>中期目標期間中に、前中期目標期間開始時の職員数(542人)と比べ1割程度の職員数を削減する。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 497人</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 487人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 22,855(百万円)</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化に努め、職員数の計画的な削減を図りつつ、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図っているか。</p> <p>評定62参照</p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。</p> <p>平成20・21年度においては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成24年度においても平成23年度に引き続き、任期付職員採用といった取組も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。</p> <p>なお、第2期中期計画終了時(平成25年度)までに、第1期中期計画開始時の職員数(542名)と比べ、1割程度の職員数を削減(平成25年度末487名)することとしているが、平成24年度末において、当該目標人数を下回っている。</p> <p>○役職員数(平成25年3月末現在)</p> <p>役員 : 7名(7名)</p> <p>常勤職員 : 475名(482名)</p> <p>()は平成24年3月末現在</p> <p>〔評定60再掲〕</p>	<p>職員数の削減状況</p> <p>【評定④⑥】 A</p> <p>拡大する業務に必要な職員数を確保しつつ、外部委託や非常勤職員を活用することで常勤職員数を削減することにより、平成24年度末の常勤職員数は475名であり、すでに中期計画の目標以上の削減がなされていることが評価できる。</p>			

【(中項目)8-3】	3 中期目標の期間を超える債務負担							
【(小項目)8-3-1】	中期目標の期間を超える債務負担			【評定④】				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 なし				-				
				H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	
				-	-	-	-	
				実績報告書等 参照箇所				
				-				
評価基準	実績			分析・評価				
【中期目標期間を超える債務負担】 ・ 中期目標期間を超える債務負担はあるか。ある場合は、その理由は適切か。	【中期目標期間を超える債務負担とその理由】 中期目標期間を超える債務負担はなかった。			中期目標の期間を超える債務負担 【評定④】 -				

【(中項目)8-4】	4 積立金の使途											
【(小項目)8-4-1】	積立金の使途			【評定④】								
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰入れのための財源とする。</p>				-								
				<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">H2 1</td> <td style="text-align: center;">H2 2</td> <td style="text-align: center;">H2 3</td> <td style="text-align: center;">H2 4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	-	-	-	-
H2 1	H2 2	H2 3	H2 4									
-	-	-	-									
				<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>【事業報告書】</p> <p>- 4 - (1) 財務諸表の概況 - 目的積立金の申請、取崩内容等(p.13)</p>								
評価基準	実績			分析・評価								
<p>【積立金の使途】</p> <p>・ 積立金の支出はあるか。ある場合は、その使途は中期計画と整合しているか。</p> <p>前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰入れのための財源としているか。</p>	<p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <p>平成 24 年度に前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。</p>			<p>積立金の利用状況</p> <p>【評定④】 -</p>								

【(中項目)8 - 5】	5 情報セキュリティ対策に係る計画				
【(小項目)8 - 5 - 1】	情報セキュリティ対策に係る計画				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。		【評定④9】 A			
		H2 1	H2 2	H2 3	H2 4
			A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づく情報セキュリティ対策の向上を図っているか。	<p>従来より、情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づき、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティ対策の向上を図っているが、平成 24 年度は、さらに以下の対応を行った。</p> <p style="padding-left: 2em;">業務用パソコンとしてシンクライアントパソコン(1)を 170 台導入し、機構における業務用パソコンの 72%(2)がシンクライアントパソコンとなった。この導入により情報漏えいを防ぐとともにデータの一元管理を可能とし、業務運営の効率化並びに情報セキュリティ対策の向上を図った。</p> <p style="padding-left: 2em;">1 必要最低限なソフトウェアだけを登載した端末であり、これにより Excel や Word 等のアプリケーションソフトやファイルなどは、サーバ側で一元管理し、盗難による情報漏えいや端末ごとの管理コストの削減を図っている。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 機構ネットワークにて管理している 1,077 台中 780 台</p> <p>(参考) シンクライアントパソコン導入台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 170 台 ・平成 22 年度 200 台 ・平成 23 年度 240 台 ・平成 24 年度 170 台(平成 20 年度導入分入替 160 台 + 新規 10 台) 	情報セキュリティ対策の取組状況 【評定④9】 A 業務用パソコンの 72%をシンクライアントパソコンとしたことにより情報漏えいを防ぐとともにデータの一元管理を可能としたことで、業務運営の効率化並びに情報セキュリティ対策の向上を図るとともに、コンピュータウィルス対策として専用の管理サーバを設置し、毎日最新のウィルス情報を取得して機構全体を集中的に監視するとともに、毎週 1 回全パソコンのウィルスチェックを実施していることが評価できる。また、情報セキュリティに関する研修等を実施し、機構全体でセキュリティ強化に努めていることが評価できる。			

	<p>コンピュータウイルス対策として専用の管理サーバを設置し、毎日最新のウイルス情報を取得して機構全体を集中的に監視するとともに、毎週 1 回全パソコンのウイルスチェックを実施した。</p> <p>情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。</p> <p>係長級を対象とした研修(コンプライアンス・個人情報保護と同時に開催:参加者 39 名)</p> <p>新規採用職員を対象とした研修(コンプライアンス・個人情報保護と同時に開催:参加者 13 名)</p> <p>(評定 1 参照)</p>	
--	--	--